

國第十九回 參議院大藏委員會會議銀

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午前十一時九分開会

8 - 電子書籍

理事 委員長 大矢半次郎君

委員

○財政法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
○特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
○国民金融公庫が行う恩給担保金融に

○国有林野事業特別会計法の一部を改  
正する法律案（内閣提出、衆議院送  
付）

○委員長（大矢半次郎君） これより大蔵委員会を開会いたします。

財政法等の一部を改正する法律案、特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案、以上三案を一括議題として大蔵大臣に対する質疑を行います。

○平林太一君 大蔵大臣に対して、三

案を一括して質疑をするに当りまして、大蔵大臣が今日御出席になられて当院の議決を求めるようとするその性格ですね、これに対して一応明らかにして、所信を質しておきたいと思う。そういうことは、御承知の本月の二十三日に、参議院の内閣に対する警告決議案、これは政府の、私から申しますと

言ふと、吉田内閣に対する奴隸的な外の各会派が、参議院としては一致してこれを議決しております。然るに、この決議案といふものは、参議院としては、衆議院における不信任案と同様の性格のものであることは極めて明瞭である。歴史的に見ましても、曾つて大正四年頃と記憶いたしますが、当時の田中義一内閣が、時の内相水野鍊太郎の、同人の汚職関係の事件に連座したことによつて、なお留任せしめたところによつて、このことに対しても、当時議決をした、その後もなま内閣は總辞職をしておる。従いまして、参議院の上院としてのいわゆる内閣に対する善処、善処ということは、やめるべきことなんです。それに対して、何らの処置をいたしていない。反省をしていない。だから実は私は、小笠原君が官僚の出身の大臣なら、私はそのまま党出身の大臣であるから、こういうことをよく言うのですが、國の今後における秩序というものが、この二点に集中しておるわけです。それだから、もはや太蔵大臣としては、二十三日以降は委員会に出席して、何かその順の意を表すべきなんです。そういうことからしまして、実はこの審議といふこと

うものに對しては、もはや不信任案を出した後の議案の審議をするというくらいい、筋の通らない話はない。これは吉田という古今無双の、強引な或いは悪質な総理大臣といふものを出しておるので、今日、いわゆる自由党以外の、国会を中心とする全國民が、手に負えない、どうしたらいかといふことで、そういう事態下におけるこの法案の、これをなして行こうというわけなんです。而も、その逮捕許諾権、検事総長の要求を拒否した。そうして、その佐藤何がしという悪い人物の逮捕を要求したことを拒絶したということは、法案の審議、議決を求めることが理由だ。而もその行為に對しては、本会議においては、吉田君は法律的暴力であるということを肯定しておるのです。そういう行為を法律的暴力だと。これは驚くべきことなんです。法律的暴力を行使しても、なおりつ法案の審議を要求するのは、強要するのは、こういうまあ今日まであり得ない、歴代内閣の総理大臣として、暴力を行使して、それでなおやろうといふ……ところが、この法案の議決、審議といふものは、国会の自由意思なんです。つまり当然議決すべきものは、国家のために議決するを必要とするものは、当然議決する。然らざるものは否決する。それで、してもしなくていいものは審議未了にして、そうしてなおいわゆる検討をして行く。こういうこと今まで、いわゆる法律的な暴力を行使

してまで、これを求める——そのためには國家の大違法をしたところの罪人と見なされる……逮捕要求されたということは、まさに罪人なんです、その人物が如何なる人物であるにかかわらず——そういうことまでしてやろうといふ、そういうこと自体が……、そうなると、我々としては、いわゆる審議に対する暴力、審理的暴力というものを用いなければ、國家の安泰といふものは期し得られないわけなんです。こういう点は、私はこれは根本の問題だ。二十三日以降は、これは変えて考えなくちやならん。いわんや昨日はなおこれに対する追究があつたようだが、私は昨日のことは余り考えていません。二十三日におけるこれはいわゆる議決したんだ、否決になつたわけじゃないんです。だからこの際、私は、大蔵大臣は、ここへ御出席になるということは御遠慮になつて然るべきだと思う。(笑声) そういうふうに思うのですが、こちらのほうで審議して、そこで何も、これを懲懲するということはよくない。これは根本の問題なんですね。いわゆる政治の根本問題。これは国家のために、私は一小笠原君という人が、国家有用の人材であると心得ているわけなんです。一政党の吉田内閣におけるところの大蔵大臣といふような小さいものに考えていいれば、そういうことは私は申しません。国の興廢、いわゆる国家の秩序、国民のいわゆる道義、政治の根柢をなすべきその問題が、今日のような時代に、あなた

自体は、いわゆる吉田自身をこの際立てるために、國のことを第二義に考える人物とは考えない。官僚出身の大臣であれば何をか言わんや。そういう場合には、官僚というものは、常に隸属しているのだから、ただもう自分の一身の保身をすればいいということは、今までの歴史で明らかだ。併しこれも一つのいわゆる技術者として重宝な代物だから使つて置く、こういうことなんだ。(笑声)併しあなた、小笠原君に対する対応は、それほどの私はいわゆる考へはない。これに対するあなたの見解を先ず、これをこれからやろうというときに、一つここで、まあ別に何も先入的にどうこうという問題ではない。一応前途ある、國家の将来を——吉田内閣の将来を云々するのではない——國家の将来を双肩に担うあなたに期待するところが極めて大である。だからこのことを一応一つ、まあこれは試しなんです。あなたの人物テストなんですね。(笑声)一つ御答弁願いたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 參議院  
はお役に立ちたい、かように考へてい  
る次第でございまして、私どもが今平  
林さんの仰せになつたように、この席に  
強く内閣で要望している重要諸法案の  
通過を切望いたしましたので、この席に  
罷り出て、実はできるだけ私どもが御  
審議のためにお役に立つことについて  
はお役に立ちたい、かように考へてい  
る次第でございまして、私どもが今平  
林さんの仰せになつたように、この法  
案の審議とか或いは議決に対しても、こ

れは国会の権限である、その通りであ  
りまして、これに対しても何らかこれ  
お役に立つためという意味で罷り出  
するべきではありません。ただ御審議  
している次第であります。併しこれど  
一つのいわゆる技術者として重宝な代物  
だから使つて置く、こういうことなん  
だ。(笑声)併しあなた、小笠原君に対  
しては、それほどの私はいわゆる考  
えはない。これに対するあなたの見解を  
先ず、これをこれからやろうというと  
きに、一つここで、まあ別に何も先入  
的にどうこうという問題ではない。一  
応前途ある、國家の将来を——吉田内  
閣の将来を云々するのではない——國  
家の将来を双肩に担うあなたに期待す  
るところが極めて大である。だからこ  
のことを一応一つ、まあこれは試しなん  
です。あなたの人物テストなんですね  
(笑声)一つ御答弁願いたい。

○平林木一君 只今議事進行に関連し  
て、大蔵大臣から御答弁があつた。こ  
れはもう何も私は申上げません。これ  
は会議録で、いずれその試験の答案を  
大蔵大臣が今書いたわけだから、お言  
いになつたわけですから、これは国民  
が後世の歴史において批判する。併し  
私は今書つたように、單なるこれは大  
臣としての事務的、大臣自体を事務  
的にお考へになつておる。大臣の存在  
といふものは、そういうことでは今日  
では困るのだ。事務官としては次官以  
下それくべくあるのですから。併し言葉  
はそれでよろしくござりますから、一  
つまあ熱を入れて心静かにお考へにな  
られて、成るべく吉田内閣といふもの  
を早くやめるように、倒すように一つ  
あなたもお考へになるということを希  
望いたしまして、これ以上申上げませ  
ん。

○東陸君 大蔵大臣にお伺いいたしま  
すが、私は三月の十八日に冬季積雪地  
域における予算の繰越の特例に關する  
法律案の発議をしたわけであります。  
そうしてこれの説明を実はやつたわ  
けであります。併しこれは範くまで大  
蔵大臣の承認をできるだけしないでそ  
れを確認をして頂きたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 東さん  
のまま繰越ができる、こういう考え方  
であります。それから財政法の一部改  
正の場合には、大蔵大臣の承認はこれ  
を強く出しましたので、大蔵大臣の承  
認を要することになつております。

これが、この本旨になつておるわけ  
ではありません。併しこれは範くまで大  
蔵大臣の承認をできるだけしないでそ  
れを確認をして頂きたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 東さん  
のお尋ねの件につきましては、実は多  
少予算執行の適正を期するという意味  
のお尋ねの件につきましては、実は多  
くあります。併しこれは範くまで大  
蔵大臣の承認をできるだけしないでそ  
れを確認をして頂きたい。

は、いずれも目下の、いろいろ平林さ  
んのような御意見もありますけれど  
も、政府といたしましては、これは是  
非通過を希望いたしておりますので、  
その点から法案の御審議をお願い申上  
げたい。かように切にお願いいたす次  
第でございます。

○平林木一君 只今議事進行に関連し  
て、大蔵大臣から御答弁があつた。こ  
れはもう何も私は申上げません。これ  
は会議録で、いずれその試験の答案を  
大蔵大臣が今書いたわけだから、お言  
いになつたわけですから、これは国民  
が後世の歴史において批判する。併し  
私は今書つたように、單なるこれは大  
臣としての事務的、大臣自体を事務  
的にお考へになつておる。大臣の存在  
といふものは、そういうことでは今日  
では困るのだ。事務官としては次官以  
下それくべくあるのですから。併し言葉  
はそれでよろしくござりますから、一  
つまあ熱を入れて心静かにお考へにな  
れて、成るべく吉田内閣といふもの  
を早くやめるように、倒すように一つ  
あなたもお考へになるということを希  
望いたしまして、これ以上申上げませ  
ん。

○東陸君 大蔵大臣にお伺いいたしま  
すが、私は三月の十八日に冬季積雪地  
域における予算の繰越の特例に關する  
法律案の発議をしたわけであります。  
そうしてこれの説明を実はやつたわ  
けであります。併しこれは範くまで大  
蔵大臣の承認をできるだけしないでそ  
れを確認をして頂きたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 東さん  
のまま繰越ができる、こういう考え方  
であります。それから財政法の一部改  
正の場合には、大蔵大臣の承認はこれ  
を強く出しましたので、大蔵大臣の承  
認を要することになつております。

これが、この本旨になつておるわけ  
ではありません。併しこれは範くまで大  
蔵大臣の承認をできるだけしないでそ  
れを確認をして頂きたい。



○政府委員（森永貞一郎君） 予算編成  
ありますか。  
こと、度内使用ができないような予算をつけ  
ること自体が間違いで、そういう意味から言つて、あらかじめ使用で  
きないかも知れないものを、繰越明許  
費にしておけば何でもいいということ  
で、今後は積雪寒冷地帯の公共事業費  
については、ことごとく繰越明許費と  
いふ、国会の承認を求める事になるの  
ではないか。その辺の扱いについてはど  
ういうふうにお考えになつておるので

上の気持としては、只今おつしやいましたようなことがわかつておるものを感じに認めるべきでないことは正におつしやる通りであります。従いまして、こういう縫越明許費の制度並びにそれに基いて翌年度に亘る契約を認める、これは例外的な処理でございまして、予算執行の状況等に鑑みて、どうしても翌年度に亘る必要がある、縫越しが止むを得ないというようなものに限定して、この制度を活用して行くべきものと考えるのであります。従いまして、特に必要があるものにつきましては、運用を徒らに厳格にして煩瑣な手続でこれを縛るということは慎しむべきであります。この規定が適用される範囲につきましては、やはり相当厳選主義で行くべきである、特に必要なものを選びまして、それについては極力この制度を活用して、運用の妙を期待しなければならないと思いますが、広汎に流れるものにつきましては厳に戒めたいと考えておるわけであります。

○小林政夫君 そういうことで、私も今の説明通りならば、そのまま言葉通り受取つて了承しますが、まず事故

越について今までよりも可成り幅のあるやり方をやつて行くわけですから、この当初の予算査定が厳重であれば、おおむねその事故範囲が、今度の四十三条第二項の改正によつて、十分積雪寒冷地帯等の要望に副えると思う。それを更に繰り明許費についても又その程度の範囲を拡げて行く、先だつての法規課長の説明では、今度は寒冷地帯の公共事業費について相当繰り明許を認める含みを持つての説明である。二十八年度の予算のよう、八月一日になつて施行ができるようになつたといふような場合は、これは例外として考へるべきである。今度のように四月一日施行の予算が三月三十一日に成立するといふような事態においては、余ほどの例外でなければ繰り明許といふようなものをやるべきではなかろうと思うのですが、そういうことでは、事故繰り越を可成り幅のあることにしたことを関連して、今度の繰り明許費の扱い方については、あなたの今の御意見通りならば問題はないけれども、三十年度予算についてはまだ具体的に、今までの繰り明許費の範囲よりも、繰り明許費として国会の承認を求める費目といふものは踏えませんか。検討いたしまして、御意見の点は十分検討いたしたいと考えております。第四十三条の第三に「予算の執行上やむを得ない事由がある場合」ということを書きましたのも、只今おつしやいましたように、何でもかんでも繰り明許にして翌年度に亘る契約をしていいという趣旨ではないのだということを強く現わすために書いたのであります。

氣持の上では只今上げたようなことを考えております。

○小林政夫君 私のようなきつい問い合わせをされると大分こつちになびいたような答弁をされるし、東さんのようなきつくしてある答弁をする、そういう政治的答弁は甚だ困る。東さんのやさしい意見があるように、我々のようなきつくしてあるといふ意見もあることを十分に頭に置いて、予算の編成については嚴重にやつてもらいたいと思います。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今の御意見十分拝聴いたしました。

○野瀬勝君 私さつぱりわからなくなつたのだが、実は質問はやめておこうと思つたが、よくわからないからお伺いしておきます。法案の理由書を読むと、「財政会計制度の合理化及び簡素化を図るため」というのですが、この法案の内容を見ると、何だか複雑になつて来たようです。当局の言う簡素化とはどういう意味か、私ども素人の立場から見ますと、十二条が改正されまして、従来代理支出負担行為担当官ということによつてやつておつたのが分任負担行為担当官制度が殖えた。これは今度は便宜の処置即ち繰越金計費というものの取扱に彈力性を持たたために、こういうものが必要になつて来たというがその内容を簡単に説明を願いたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 技術的な点でござりますので、私から御説明申上げます。手続の簡素の見地から今回数点に亘つて改正が行われましたが、只今の点も重要な観点であります。御承

知のように、今建設省等の各土木不出張所等におきまして、公共事業をやつております。そういう場合には、会計計算の上でその出張所長を資金前渡官吏とするのでございます。その場合には、即ちその百万円の資金の範囲において、契約を結ぶこと、又その契約によつて支払うこともできるのであります。ところが一面におきまして、資金前渡の額を余り多くしますと、いわゆる濫費の傾向を生じまして弊害が生ずるのでござります。それで、私のほうを認めてもらわないと困る。そこで今まで回従来の資金前渡官吏のその職分、即ち契約の職分と支払いの職分といふものを分けて、一方において契約だけは五百万はする、併し支払いのほうはやはり五十万とか、百万とか、現金で引きるだけ僅かにして、そして直接支出官から小切手で払うようにする。それによつて、仕事の運営の便宜と、それから経理の厳正という、両方の要求をよりにその部下の一定の者に、この経費を更にその部下の一定の者に、この経費についてこれまでの金額はお前が契約してよろしいという、いわゆる分任官を更にその契約担当官の下に置きました。即ち従来の支出負担行為担当官と申しますのは契約の権限を与えられた官吏でござりますが、そのうちで一定の経費調整しよ。こういう考え方から改めて分任支出負担行為担当官、こういうものを置くことにいたしました。即

る。という制度にいたしたわけでござります。これによりまして、現場の非常態に差迫つた要求、円滑に予算を執行するためには、いろいろ考へかねて置いたものであります。役人の職名が一つ殖えたので非常に複雑になつたが、実け非常に御便宜になるだろうと、こういうふうに考えております。

○野溝勝君　ますくわからなくなつて來た。この法律は二十四年に改正されましたらしいですね。大臣はその当時おいでにならなかつたし、森永局長はその当時には中堅官僚として大蔵省におりられた。そうすると、ここ二、三年前とはそんなに大きく変化を来たしたのですか。これをみると、この点に対する改正は昭和二十四年四月二十四号を以てこの条文改正していく、それからこつちそんな変化が出て來たのですか。その間の説明を聞かしてほしい。

○政府委員(佐藤一郎君)　昭和二十四年にいわゆる支弁負担行為の制度が初めてできまして、そしてこの相当官の制度がそのまま併せてできたわけであります。まあ会計法規、財政法の立場からいたしますれば、できるだけいわゆる厳正にする、従つて經理も一本に集中する、いわゆる分任官と申しますか、こういうようなものはできるだけ避けを行きたい、こういうようなことで、当初の出発点は、そういうところ最近予算の執行につきまして、もう少しある必要の限度において、弊害のない範囲においてはできるだけその執行が円滑に行くように手続を簡素化すべきではないか、こうしならぬような御要求が他

面に非常に強く出て来てくれるわけですね。積雪寒冷地の場合もその重要な例であります。そういう点をゆるめて然るべきものは、から弊害ができるだけ生じない範囲にあります。我々においては、おいては、御承知のように支払いの権限を持つておる支出官につきましては、分任支出官の制度が從来あつたのけであります。でありますから、当時からその制度を当然考えてよかつたかも知れません。併しながら初めて制度ができた當時でござりますので、その際には分任官を置かないで出発したわけであります。最近の情勢から支出官と同じように契約担当官の場合には分任官を置いても差支えないということで、初めて今回提案するようなことになつたわけであります。

つと抜本的に、納稅性格及びその時期これを明らかにしてもらうことのほうが、立法院としては正しいのではないか。ただこれが、一務事當局に起して大蔵省に伺いを立てて来なければならんようなことになり、中央のほうでは彈力性を持たせて政治的な答弁をする、地元のほうでは消極行政を徹底した考え方を持つ。ここに一つの行き違いを来たす。こういうことはたび／＼あることです。この問題でなくとも、そういうことは皆さんよく知つているところだと思ひうるがございます。例えば大蔵省の下級機関である稅務當局に稅收額の予定を示す。政府は割当をしていないと言つても地方はこれを割当として大体の枠を立てる。問題の起きたとき政府に抗議するが政府は枠はないと言う。下級は大体その枠に当て嵌るように成るべく成績を上げなければならんというよくなことで、絶えず問題を起しているわけでござります。私はこれ以上申しませんが、こういう点については、ただこうした抽象的なきめ方でなく、事務的にこの手続の必要がある。そういう点を一つ明らかにして頂きたいと思います。

といふものは實に仏作つて魂入れれど、無力のようなもので、これじや意味がない、だからこれを強化しようとする。要するに本法案ではこれを削るというふうにも解釈できるのである。この削除するといふ理由について御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤一郎君) 私どもも、会計検査院の機能につきましては非常に重視しておりますし、会計検査院の意向をつねに尊重して会計の經理の事務をやつておるつもりでございます。

ただ問題の三十四条のいわゆる支払計画の通知につきましては、これは御承知のように、この規定は、いわゆる支払計画、年に大体四半期ごとに各寶庫につきましてこれだけの分は支払つてよろしいという計画を、結局大蔵大臣の承認に基きまして各省がそれを得まして、それによつて支払をやつて行くわけでござります。で、四半期その都度ごとの支払計画というものを会計検査院としては直接に必らずしも必要としない、といふ会計検査院の御了解を得まして、今回主として手続の簡略化と一緒にこれからこれをやつたのであります。支払計画書といふのはこれはなか／＼大変でございまして、元の原本を各省大臣が手許に一部持つておりますし、それから大蔵大臣はこの承認を与える仕事の立場からどうしても一部要るのであります。それからこの支払計画書を日本銀行に通知いたしまして、日本銀行は大蔵大臣の承認を経て支払計画が到底しない間は如何なる各省の要求に対

ますから、あなたたちの時代にはそういうことをやつて、あとは忘れてしまう。だから特に私は一般に大蔵省ファッシヨンとか、大蔵省官吏は頭のいい謙君ばかり揃っているから、非常に独善的だとか、どうもそういうことを言われるのだ。だからこそ言われたためにも、こういうものがあつたほうがいいと思うのです。ただいろいろ面倒だ面倒だと、それは今まで何十年間において、何が面倒か知らんけれども、こういうものがあつて妨げになつたから……今まで大蔵省は今日や昨日生れたわけじやないのですから、急にそういうことをすることは誤解を起しやせんかと思うのです。そもそもこの頃は疑惑だとか、汚職だとかであります。国民が疑惑を持つてゐるときであります。まじめな皆さんにしては実はこういふものがなくちや却つてやりにくいのじやないか。不まじめなかたならねば、こういう厄介な存在なんといふのはなくなつたほうがいいかも知れませんけれども、まじめなかたは、こういうものがあつたほうこそ却つて会計検査院がしつかりしてこれて、こういうものがあつたほうが却つていいのじやないですか。私はそういう意味においても、むしろ大蔵省の独裁とか或いは独善とかいう傾向を輿論から払拭するにもこの点を強調したほうがいいと思うのですが、これがあつて悪いといふことは別にないでしょ。むしろ私は日本銀行などは大蔵省と同じようなものだから、この方式は大して必要がないと思うのだが、むしろ会計検査院を残して日本銀行のほうを削つてしまつてはどうだろうか。

○政府委員(佐藤一郎君) それでは支払計画の制度を簡単に御説明申上げますと、四半期毎に各省から一年間の予算を大体四半分いたしまして、経費によりますが、大蔵省の承認を求めて参ります。そういたしますと、大蔵省といたしましてはそれの承認をいたしまして、直ちに日本銀行に通知するわけあります。日本銀行はその支払計画の通知がありまして初めてその各省の要求に応じて支出をする、こういうことになつておるわけであります。従いまして、いわばこれが日本銀行の資金を出すか出さないかの件、めどであります。日本銀行が支払の仕事をする通知を省略するということはこの制度の建前からできない、こういうことになつております。それから会計検査院が検査に当る場合には、実はこの支払計画、これは只今申上げましたように四半期の一定の計画に過ぎないのでありまして、これに基いて実際の支出がどう行われた、こういうことはこの支払計画の額から直ちに来ないのであります。会計検査院は実際に支出せられた金額が適法に且つ妥当になされたかどうか、こういうような点を検査されます。会計検査院は実際の支出せられた金額が直ちに仕事の関係上要らない。従来は会計検査院といふことをいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をかけることになりますから行つたほうがいい、こういうことでやつたわけであります。会計検査院自身も勿論、重要な検査院の職務に鑑み、若し必要な資料でありますならば、私もがここにこういう提案をすれば勿論費用を頂けないわけあります。回十分その御了解を得てこういう措置をしたわけであります。

○野瀬勝君 これは私は今日でもい、この次に会計検査院を召喚してもうたいと思うのです。その際に私は質問したいと思う。一体、会計検査院は何か。この支払の関係の内容或いは検討、こういうものが十分行われないような会計検査院なら、こんなものは用はない。若しそういうことが簡単に話合いでできるとすれば、一体、国において決算委員会で、この支払がどう行われたかということについては会計検査院が重要な任務を持つておると思うのです。徒然に会計検査院がことうようような問題を軽く扱うということは、会計検査院の存立の意義ということに非常に不可解な感じを持つ。立法院として重要な問題でござりますから、いずれ会計検査院を招致してもうまいよろしくござりますが、直ちに会計検査院当局を呼ばれて一応意見を聞いてみたいと思います。そんなだらしないな会計検査院だから、両院の決算委員会において聞かれても何もわからんようなやむやな状態です。そういう面もあるつたのであります。まあ長い間、各省の下のいわゆる経理の担当官の立場からすれば、随分不利な不便なこともあります。それが最近やはりいろいろと研究をいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をかけることになりますから行つたほうがいい、こういうことでやつたわけであります。最後にもう一つ事務当局に聞いておきたいのは、一体こういう支払事務を簡単にする、簡単にするというのであります。それは、第三者的なそしした監督機関と言ふと言いましょうか、監督機関と言ふか、会計事務を処理する、乃至は内容を明確にしておくところの機関化してもらいたいという切なる要請が、このものは、一層私は必要に思つております。従いまして、支払事務を簡単にするために、支払事務を來たすにしろ、それでは事務支障を来たさない能率化の問題についてこうしようといふ意見があればわかります。これを全部会計検査院を削つてしまつては、それでは問題が、ますく疑惑を起すようなことが私は出で来ると思うのですが、そういう点について何ら故障は起らないと、うようなどうか、こういうような点を検査され建前であります。従いまして支払計画書は直ちに直接に仕事の関係上要らない。従来は会計検査院といふことでも、いわば何でもかんでも通知をするという面もあるつたのであります。まあ長い間、各省の下のいわゆる経理の担当官の立場からすれば、随分不利な不便なこともあります。それが最近やはりいろいろと研究をいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をかけることになりますから行つたほうがいい、こういうことでやつたわけであります。勿論、重要な検査院の職務に鑑み、若し必要な資料でありますならば、私もがここにこういう提案をすれば勿論費用を頂けないわけあります。会計検査院のほうも御同意を乞うます。従いまして、今般のこの財政法の改正に当たりまして、関係各省におきまして、行政整理の折柄でもござりまするし、会計事務をもつと簡素化してもらいたいという切なる要請があつたわけでござりますが、私どもは他面における会計事務の適正なる執行といふ要素も織込まして、まあ今回提案いたしましたくらいの、これは極く小さな改正でござりますが、このくらいのところが限度ではないか。この前の簡素化ということもござりまするが、これを全部会計検査院を削つてしまつては、それでは問題が、ますく疑惑を起すようなことが私は出で来ると思うのですが、そういう点について何ら故障は起らないと、うようなどうか、こういうような点を検査され建前であります。従いまして支払計画書は直ちに直接に仕事の関係上要らない。従来は会計検査院といふことでも、いわば何でもかんでも通知をするという面もあるつたのであります。まあ長い間、各省の下のいわゆる経理の担当官の立場からすれば、随分不利な不便なこともあります。それが最近やはりいろいろと研究をいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をかけることになりますから行つたほうがいい、こういうことでやつたわけであります。最後にもう一つ事務当局に聞いておきたいのは、一体こういう支払事務を簡単にする、簡単にするというのであります。それは、第三者的なそしした監督機関と言ふと言いましょうか、監督機関と言ふか、会計事務を処理する、乃至は内容を明確にしておくところの機関化してもらいたいという切なる要請が、このものは、一層私は必要に思つております。従いまして、支払事務を簡単にするために、支払事務を來たすにしろ、それでは事務支障を来たさない能率化の問題についてこうしようといふ意見があればわかります。これを全部会計検査院を削つてしまつては、それでは問題が、ますく疑惑を起すようなことが私は出で来ると思うのですが、そういう点について何ら故障は起らないと、うようなどうか、こういうような点を検査され建前であります。従いまして支払計画書は直ちに直接に仕事の関係上要らない。従来は会計検査院といふことでも、いわば何でもかんでも通知をするという面もあるつたのであります。まあ長い間、各省の下のいわゆる経理の担当官の立場からすれば、随分不利な不便なこともあります。それが最近やはりいろいろと研究をいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をかけることになりますから行つたほうがいい、こういうことでやつたわけであります。勿論、重要な検査院の職務に鑑み、若し必要な資料でありますならば、私もがここにこういう提案をすれば勿論費用を頂けないわけあります。会計検査院のほうも御同意を乞うます。従いまして、今般のこの財政法の改正に当たりまして、関係各省におきまして、行政整理の折柄でもござりまするし、会計事務をもつと簡素化してもらいたいという切なる要請があつたわけでござりますが、私どもは他面における会計事務の適正なる執行といふ要素も織込まして、まあ今回提案いたしましたくらいの、これは極く小さな改正でござりますが、このくらいのところが限度ではないか。この前の簡素化ということもござりまするが、これを全部会計検査院を削つてしまつては、それでは問題が、ますく疑惑を起すようなことが私は出で来ると思うのですが、そういう点について何ら故障は起らないと、うようなどうか、こういうような点を検査され建前であります。従いまして支払計画書は直ちに直接に仕事の関係上要らない。従来は会計検査院といふことでも、いわば何でもかんでも通知をするという面もあるつたのであります。まあ長い間、各省の下のいわゆる経理の担当官の立場からすれば、随分不利な不便なこともあります。それが最近やはりいろいろと研究をいたしまして、必ずしも必要のない

もは必ずしも機械的に四分の一ということではない。又、歳入と歳出との時期的な調整を図るというような問題もござりますので、最小限度支払計画を残す必要があるということと、この制度を残すことにいたしましたが、それならそれで各省がこの支払予算計画の書類を作る手間はできるだけ簡素化しよう。写しを一部でも少くすることが、先ほど総務課長からお答えしましたが、即ち事務を簡素化するということに寄与する面もございますので、検査院としても全然お使いになつていらっしゃいやらなかつたということではなくて、それ相応の御活用を願つておつたと思うのでござりますが、この際はこれを見て済まして頂くということの御了解を得たわけでございまして、不要なものを取つておつたということでもないと存ずるのでござります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は国民金融公庫ができますときも、いろいろな話がありましたが、恩給担保に対する金融が、別に恩給金庫から出ておりましたのがなくなりまして、そこで恩給証書だけ持つておるというかたが、生活のために、金を借りるためにどうしても行くところがないから高利の金を借りる、こういうことは困るから是非何かしてもらいたいという、これは実はこの参議院においても非常に強い要望がございました。衆議院でも強い要望がございました。

○野瀬勝君 それではその際に又質問をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 成るべく大臣に対する質問を願います。

○小林政夫君 国民金融公庫に関する件で、今度の改正によつて恩給を担保とするものに対しては、生業資金以外の資金、即ち消費資金を貸付けることができる、こういうことに改正になるわけでござります。これは恩給受給者にとつては非常な福音であり、その意味において私は賛成りますが、

今までの終戦以来今日まで、大蔵当局のとつておつた、消費資金に対しても金をつけない、金融しない、こういう建前がこれで一つ穴があくわけです。この点について大蔵大臣としてはどう

いうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は國民金融公庫のほうへ出資金として二十億、借入金は九十一億、合計百十一億出ることになつております。そのうちの分配方に、普通貸付が六十二億、特別小口貸付八億、恩給担保貸付二十

億、それから借入金返済二十一億、そ

ういうふうに見てございまして、本年

度の国民金融公庫に対する資金計画に見てござります。

○平林太一君 それじやどうも困るの

やうのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 大蔵大臣にお尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この程度がよからうか

と存じまして、今回特に御審議をお願

いしておる次第であります。

○小林政夫君 私の中上げる趣旨は、

金融政策に関する問題で、こういう恩給

の新規資金が八億円、回収金からの十

五億円をそれに廻していくということ

になつております。恩給担保の分は新

規の資金が二十億貸しますと、回収

金もできますのでこれが三億、計二十

三億、合計いたしまして普通の貸しが

三百三億円、特別小口貸付が二十三億

円、恩給担保貸付が二十三億円、こち

れ一つくらいですがね。これは非常

にいいことなんですね。そこで、それを

通り、吉田内閣としては賞めるのは

もうでは考へない。例えば有価証券担保

に消費金融をやるといふようなことも

やれるのかやらないのか。こういう大き

い問題で聞いておるのであります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点は、これは全く例外的に取扱う考え方でございまして、御承知の恩給証書を持つておるかたという方は、皆老

齢なたで、生業資金がちよつと容易に得られませんので、こういうことをやつたので、そこで今度そういうような御要望を実は容れまして、それで大体初年度二十億くらいを今割り振るという考え方になつておるのであります。

○平林太一君 お尋ねしておきますが、この法案で恩給を直ちに現金化するという処置をいたされたことは、近來のこれは大蔵大臣の大成功として一應賞讃いたしておきます。

(笑声) そこで二十億というのですが、これは何ですか。この法案が議決されると、つまり資金は新らしく恩給金庫に措置する、こういうように承知して

ことをどこかでやらない限りは、いろ

いろな点において受給者が非常に困

りになるので、この

掲げていて、実際はいわゆる大企業の資金といふものにあれは偏在してゐる。ああいうことは實に許しがたいことなんです。中小企業金融……中小企業とはいわゆる中、小といふのだから、小企業といふものが入つてゐる。一家心中をするようなそういうものが皆該当しているわけです。ところがこれが何百万という貸付なんです。それで今非常に複雑多岐な……これに関連しますから申上げますが、大蔵大臣、一つ中小企業金融の貸付をした実態をお調べになつてもらいたいと思う。もう恐らくこれは今の開発銀行の貸付けているような政治的關係によつてその資金を貸付けているということがはつきりいたしておる。今の坂口某といふような總裁といふものは、官僚の一番これは捨て所のない悪質の人間なんです。これが總裁といふ……まあ總裁といふには身分不相応な者を選んだ。あの程度の者は……。だからその感覚で皆大企業に貸付けることのみ彼らはやつておるわけなんです。そうして中小企業には何もしていない。それをせめて救つてゐるのがこの国民金融公庫である。私は与党でも野党でもないわけです。極めて公正な、公平な見地からこれは申上げている。まあこの機能といふものは非常によろしい。それで無担保で貸付けておる。期日も案外早く貸付けているように、私は私の調べたところでは思つております。それで最も全国各地の状況を見ますに、貸付けると言つても担保がないのですから、一応申込者に対する調査といふことは、これはしなくちやならん。金のことですか……。ところがこれもまたあ山僻地に至るまで皆んな靴を履り

減らして行つて調べて、そろそろ大体二十ヵ月という。今度の特別小口貸付は六ヵ月か三ヵ月のようですが、今まで十万貸付けておるのが大体二十九ヵ月、ですから、月賦なら十万借りても一ヵ月に五千円返せばいい。利息は年一割、これは実に救われる。これ非常に効果がある。大衆の金融、特に中小企業の金融といふものに非常には役に立つておる。非常に成功だと思う。だからそのことを申上げる。

ですから、この際関連して、第一点には中小企業金融公庫に対する根本的な御検討を願いたい。これは私のほうから願いたいなんということは初めて言うことなんです。(笑声)私は中小企業金融公庫といふものを設立するというところなんです。国家のためにこれは替えがたいから願いたい、こういうことです。そういうことであります。あんな中小企業金融公庫といふものは必要ないと思う。あれは若しおやりになるならば、大企業金融公庫といふものをお建てになつておやりになることは別なんです。中小企業金融公庫と言ふ以上は、そんなどとなればあうもののは必要ない。あれだけの資金を、今年も二百億くらいあつたらいいが、あれを国民金融公庫に持つて来れば……。而も地方に、国民金融公庫の場合は各府県にそれゞゝ支店なり事務所があるのでから、これくらい便利なことはないのです。極めていい。ところが中小企業金融公庫といふものは、開発銀行を何か小さくしたような思い上つた態度でやつて行くといふわけなんです。二百九十億というものを置きましたことが却つてそういう非常

な毒を流しておる。今日は……。本当にこれは一つ御考慮願いたい、機械の改革を……。そつてこれをやはり中小企業のために……。あの千住の心中の問題にしても、一家四人が外出で死ななければならん原因は何もやうございません。それで税金だけはばらんどん出さなくちゃならん。こういう事態である折柄、今あれしておりません恩給金庫といふものに対しましては、第二条、第三条にありまするいわゆる戦傷病者戦没者遺族等援護法、これが今お話になつて、計画をしていたと三百二十何億あるということでは、せめてこれだけ立派な法案をお作りになつた大蔵大臣としてはもう一步といふところです。これは法律が通つたら一兆円というものは、それぐく国家が一兆円もの予算を何しているのだから、二十億くらい何して来るとはでききるのでですから、このことに対するのは、大蔵大臣もこの際、いづれにしても吉田内閣といふものは五年も十年も続くものではないのですから、こううものは一つあなたの因果応報といふか、いい何としていい善果をお残しになる、そして二十億円といふものが五万円ぐらいずつ借りて行かれたならばどのくらいあれるかわからん。そういう事態が非常に出ておる。だからこれは和氣藹々として中小企業者の家庭をこれによつていわゆる処置する、こう

直具のいふことですか、一つ、二十億円いうものは、私は何も事務的のこと何だからだということは、私自身としては好まない。できないことをやることができるようにするのをいわゆることをできるようになります。私は大蔵大臣としての政治的仕事だと思う。だから是非二十億を、今の御説明ではどうしても既存の国民金融公庫に対する、いわゆる予し資金措置というものはいたしておるというお話ですが、それでは世の中のやはり現実、実質において、折角の効果、それを何か十分に生かすことできない、そういうことを非常に遺憾に思う。だからこの際は二十億円でいいですから、いわゆるこの恩給担保に対するまでは、どうか一つ特別にお聞きをお願いしたい。

にこれが資金の増額に努めたいと思つております。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違うようですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思います。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておりません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千万円以下、従業者三百人以下の金の貸出をしているのであります。対象がそういう決して大企業に貸しているものではございません。この点、少し誤解があるのではないかと思われます。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておりまして、従つて金額も五ヵ年間と、いう長期に出し得ることに相成つております。大企業はそれぐ、近代化、合理化ができることになつているのであります。中小企業は、繰返して申上げまするが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができないので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございますので、そういうために金を供給していく、こういうので、一種の事業資金でありますから、余はどこの点が違つてるのであります。それから店舗がないことにについてのお話がございましたが、できましてすぐ働くといふためには、経費がかかるようなところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今まである銀行窓口として恐らく四千以上上の窓口がありましょ、そ

ここで資金の融通をしてやつております。それで、併し近く大阪に支店を作ることになります。そこで、御不自由の点もありましようけれども、併しできましてから、ほんのまだ一年でござりますから、平林さんは御存じの通り……。これはそういうわけで止むを得ないと私どもは考えておるのであります。

それから大体の大蔵省のほうの考え方としますと、そういった中小企業に対するいわば企業の合理化とか近代化等に使う金は中小企業金融公庫で賄ふ。それから組合等に行つて、いろいろな組合関係等での協同利害その他のから起つてくるもの、又、組合員としての貸出を受けるものについては、いわゆる商工中金でこれを賄つて行く。更にその二つに及ばない零細な資金を要求されるかたに対しては、つまりこの国民金融公庫というものを持つて行く。この三つで政府が考えている中小企業その他に対する金融をやつて参る。こういう考え方であります。そこで、もう少し中小企業のかたには御辛抱願いたいと思います。御趣意はよくわかりますから十分監督いたしますが、平林さんのような御意見もあるが、同時に五百万貸してもらつて自分でのところで開業して、非常によかつたといつて感謝されているような回きもあります。併しながらいろいろ御意見のあつた次第について、今後とも監督すべき点は十分監督し、そうして折

角成績を上げるようやつてもいたい。決して大企業のみに貸出していい。大企業と改めたらよからうといふ。うがその点は十分誤解のないようお願いいたします。

○平林木一君 それは大きく誤解がある。それは何かと言えば百億でしょ、二十八年度のいわゆる貸付総額において百億円だと私は承知しております。貸付しているのは四千七百件なんですが、そうすると平均やはり二百万円内外貸しております。こういうことになります。そうすると、これは中小企業という看板を持って日本中八千八百万のうちで四千七百件しか貸付けていないというのでは、中小企業というもののじやない。大臣がおっしゃる通り三百人以下とおっしゃるが、結局、工業の場合で三百人、商業の場合三十人、こういうのが通産省あたりの中小企業の対象にした人員の目当らしい。ところが三百人で工業をやっているといふような人は中小企業とは言えないですよ。商人でも自分の家の者以外に三十人の店員を使っているといふような商店といふものは、地方へ行けば殆ど稀有といふべきなんです。そこに非常な大臣の誤解があるようですが、善意の誤解と私は受取るが、非常に大臣の誤解なんです。今日中小企業をなぜ救わなければならんかといふところの対象になつてるのは、いわゆるそういう対象じゃないのです。本当に庶民の間に行われているところの、家中だけで、本当に学校へ出したいのだが出せない、それも店員として使つてある、或いは親戚の就職しない者を取りあえず手伝わしている、それが中小企業であります

す。だから昨日一家心中をした皮革商のを対象にして然るべきなんです、だからそれは二百万なんというものじやないです。これは十万か二十万を貸付ければ起死回生なんです。そうしてそれが一つの制度になつて、思はざるいわゆる自己資金になつておる。そうちでそれによつて非常な躍進をする。勤勉、何といいますか、努力ですね、もうリベートなんというものは毫末も考えていない。そういう人は本当の意味の営々たる汗の結晶であれだから、二十万円ぐらいの金が行きますれば、それでもうすつとそれが伸びて行く。それを私は中小企業と言はれていることは非常に遺憾だ。非常に残念だ。そうして国家資金を二百万円貸付けるのだということをおつしやる。中小企業金融公庫はそういうことなんだから。それは決して中小企業ではない。中小企業の名を奪つて大企業がやつているのだ。それから今の企業の合理化とか、まあいろいろ科学的とか何とかいうことは、私どもは学問がないからわからないが、そういうようなことは、今言った通り、開発銀行とか市中銀行でも十分にどしどしこれは利用しておるわけです。それだから市中銀行はオーバー・ローンしているわけです。二兆六千億のところで二兆七千億も貸付をしているわけです。それだから國家が中小企業というものをどうしても今のようなお考えでは困るわけなんです。その点を一つやつて頂きたい。まあ併し考える、こういうことですから、一つここでそれ以上は善

良なあなたには申上げません。それ以  
上追及することは……。だからそれを  
一つ十分に何して頂きたい。それから  
国民金融公庫に対しては、今のお話も  
よく了承しますが、いずれこれは措置し  
たその二十億円というものは、いろい  
ろな御説明があつたが、それではこの  
法案はこれが若し議決にならんときには  
はどうなるか。二十億円というものは、  
使うことができないわけなんですね。で  
すから、そういうよくなことが、私の  
ほうでもそういうまあやりとりはいた  
しませんから、それだから、本当にい  
いことなんですから、いいことだか  
ら、いずれ本年のまあ割当はこれでよ  
ろしいでしよう。よろしいから、第  
二・四半期、第三・四半期でも、その  
ときになつて一つこれを措置するよう  
にということを、一つ固くこの際に申  
上げておきたいが、これは大藏大臣と  
しても余りこだわらずに一つ御答弁  
を、そういうことをやりますと、まあ  
やりますと言わんでもいいから……  
(笑声)これはやつてもらわなくちや困  
る問題ですから、これは二十億円をこ  
のぐらい、今のお話のようなことで  
は、これは我々法案を議決するのにそ  
ういうことでは非常に困るということ  
を申上げたのです。

ういうのは最高限でして、それは一番上のところを申したわけでありますから、さよなら御了承願います。

○委員長(大矢半次郎君) 会計検査院の池田事務総長が出席いたしましたから……。

○野溝勝君 池田さん、今回財政法の一部改正法案が出たのですが、これによると、「第三十四条第三項中及び会計検査院」を削る。ということになつていますね。そうすると、支払の計画について大蔵大臣の承認したときは、あなたのはうは用がないのだな。そりすると、会計検査院というのは何の仕事をやるのですか。

○説明員(池田直君) お答え申上げます。

会計検査院は、予算の支払計画が各省に示達に相成りますと、從来今お話を通り会計検査院も各省と同じようにお御通知を頂いておりました。併し私のほうといたしまして、從来通り支払計画の示達の御通知を頂くことが全く必要ないわけではございませんけれども、実際私どもが検査いたします場合は、各支出官が、これが各省の大蔵からそれぞれ支払計画の示達を詳細に受取ります。その間の數字を別途各支出官ごとに支出計算証明をいたさせて、それを集約集計いたしまして、各支出官ごとの支払計画を押えまして、その範囲内において支出の負担行為、或いは支出をいたすわけでございます。これをしてその計算証明によりまして、各支出の支払計画がどう來ておるかといふことを抑えるわけでございます。ここで、この第三十四条の支払計画の通知につきましては、会計検査院といったしましては、各省について直接これを

確認するなり、或いは大蔵省の主計局から別途これを確認するなり、そうしたことで検査が十二分にできますので、会計検査院といたしまして、これに支障があるとも見えませんので、今回も支障のあるとも見えます。そこで、主計局が事務簡素化が非常に必要なんで、この関係を削除しても差支えないかどうかというお話をありましたときに、会計検査院といたしましては、今申上げましたような事情で、検査上特に支障を認めなかつた関係上、止むを得なかろうということです。私ども同意いたしておるような次第でござります。

○野瀬勝君 そうすると池田さん、一体、国会などで予算の使途等について始終論議をされているのですが、な

ことに問題になつてゐるのは決算ですか、決算などについても特に問題のあ

る場合は、この会計検査院の表明を唯一の頼みと言ひますか、期待を持つてゐるわけでござります。この支払の事

情がよく呑み込めないでおつて、そし

てかよろくな決算等に対する問題点の

場合に、詳細答弁に支障を来たすよう

なことは全然ないのでですか。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御尤もな御意見でござりまする

が、会計検査院といたしまして、只申上げましたような事態で、各支出官ごとに、これをよく支出の内容等について詳細説明をいたしまして検査いたしておりますので、国会等の御要望がありますれば、特に又特定の事項につきましては、できるだけ御期待

するよう努めます。

○野瀬勝君 国会の要望があれば云々

なんということはおかしいですよ。あ

なたのほうの任務、性格といふもの

は、もう私が言つまでもない、よくわ

かつておいでなんです。或いは会計事

務の厳正執行が行なわれているかどうか

といふことを検査するのが検査院の主

なる任務なんだから、そんなことを国

会の質疑或いは要求があるまでもな

く、私はその任務並びに性格において

その完璧を期してもらわなければなら

んと思う。私がいまでもなく、もう池

田さんも耳に入つておるでしようが、

会計検査院の無能を言つておるので

す。無能を。一體何をやるのか、会計

検査院は一体行政機構として会計検査

院の能力を発揮しているかどうかとい

うことでのこの頃、価値論が出ている

のですよ。会計検査院はこういう点か

ら見ても、私はむしろ姥捨山のよ

う感がする。さつくばらんにいえば……。

これでは相成らんと思う。私どもは実

際には会計検査院の重要性を感じてお

ります。それが余り機能が発揮でき

ないところに大きな私どものうらみが

あるわけです。そういう点から、若し

だん／＼手をもぎ取られ、足をもぎ取

られ、しまいには何をもぎ取られる

か、心までもぎ取られてしまつたん

では、そんな機構は私は用はないと思

う。そういう点について、あなた

が、それで二体、これで会計検査院の

任務なり或いはその性格なりの仕事が

できるかというのですよ。若しそうい

うような場合に、あのときは惜しかつ

た、あういうことがなければこういう

次第を申上げたような次第であります

に副えるようならぬに努力いたしておるような次第でござります。

生かしておいてもらえたならば、私ども

もは十分ぞういうことの完璧を期し得

たといふことです。ということは違

たといふことです。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたの責任ある答弁を聞いてお

かたい。こういうわけです。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からお持ちになり、私どもいたしま

強くお待ちになり、私どもいたしま

しても、現在の限界なり権柄なりによ

り次第でございまして、かねて国会その

他皆様方が会計検査院に対する期待を

副うようにしたいと、こううのです

が、そういうような場合はあり得る

思つていなければならんと思う。そ

うすると、結局かよなふうに、支払の

計画について何ら通知を受けないでも

さよななことが達し得るというのです

か。達し得る自信があるといふのです

か。その点を聞いておきたい。

○説明員(池田直君) 三十四条の会計

検査院に対します支払計画の大蔵省か

らの通知の削除につきましては、私ど

ももいる／＼十分に検討いたしたわけ

でござりますが、この本件の関係は

で予算執行上止むを得ぬ事由がはつき

りすれば、これについては大蔵大臣の

承認を与える場合がある、こういうわ

らかにした上で初めて承認を与える次

第でござりますが、私どもいたしま

しても、次の三十年度の予算の編成

等に当りますは、皆様方の御意見、御

要望、御期待等を十分に胸に置きま

して、少しでも御期待に近づけるよう

に努力したいと思っております。なお先

ほどは、少し私の表現がまずかつた関

係もありまして、特に又只今御意見を

頂きました次第でござりまするが、私

どもいたしましては、国会の御要望

を常に胸に深く銘じつやつております

す次第で、検査に精励いたしておる次

第でござりまするが、先ほど国会の御

要望がありましたら、なおその都度よ

く勉強いたしますということを申上げま

す。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

て、暫時休憩いたしまして、午後は一

時半から続行いたします。

午後二時二十七分開会

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは

繰越明許費を最初からその金額に限り

なんですね。

○野瀬勝君 どうも池田さん、特定の

ことにならない。あのときにはそこが

いつにいたしまして、これから予算の要求、その

他について努力いたしたいと、こう考

えております。

○野瀬勝君 どうも池田さん、特定の

ことにならない。あのときにはそこが

いつにいたしまして、これから予算の要求、その

他について努力いたしたいと、こう考

えております。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは

繰越明許費を最初からその金額に限り

なんですね。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

記をとめて。

○野瀬勝君 お答え申上げます。

○説明員(池田直君) お答え申上げま

す。御意見は十二分によくわかります

からあなたがお持ちになります。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと速

その結論としては、曾つて大臣も中小企業に対しても一兆五千億といふ金額を出でるといふふうな話があります。企業が金を出でるといふふうな印象を与える。併しそれは金高の問題ではなく、現実に中小企業は金が足らない。例えばこの問題になつてゐる国民金融公庫としても、今、前年度よりも資金は絶対量が殖えておる。こういうお詫びであります。資金の伸びの状況等から考へれば、先般もここに公庫の總裁が来て、三百十億は普通貸付資金において足らない。そしてプラスこの恩給担保金融がアルファとして附くということになるのです。そういう計算もあるので、前年度よりも資金量は殖えた。貸付高は殖やしてある。こうおつしやつただけでは資金量が十分であるとは言えない。併しこうやつて足るとか足らないとかということをやつておりますと水掛け論になるので、一つ政府のほうでも、市中金融機関を含めた日本の全金融機関について、一応の基準は、平林委員には異論があるようですがれども、資本金一千円以下、従業員三百人以下、こういうものの資金需要量が幾らであるか、その資金源はどうなつてゐるのか、こういう総合的な資金の需給計画を立つてもらいたい。私はこれは不可能なことではない、政府部内において関係当局が一つ合同作業をして、一応政府としてはこう考えます。だからこれで中小企業金融は大丈夫だ、こうおつしやるならば、この数字に基いた説明をお願いしたい。その点

○國務大臣(小笠原三九郎君) 誠に御参考になります。  
尤もな御意見なんですが、さてこれには  
實際作業でみますると最も困難な問題が  
なんです。そこで今の中小の企業者が  
どのくらい金が要るかということは、實  
は只今までのところとる方法もなく、  
非常に困難なんです。それで通商産業省  
省で今日までに相当たくさんの中小企  
業の実態を調査し、診断したのがあり  
ます。それに基いて一応の極く大ざい  
ばなものならば、およそこれくらいの  
ものはこれくらい金が要るだらうとい  
うことで推計ができるかもわかりませ  
んが、併し私はよほど困難な作業と  
いうことで、非常な良い指針が示され  
ると思うのでありますから、これだけ  
お話のこととくに、どういうように今後  
中小企業の金を調達して行くべきかと  
思ひます。若しそれがわかりますれば  
まあでき得るだけ努力はいたしてみり  
いと思ひまするが、なか／＼容易でけ  
ござりますまいと考えております。  
あ現在中小企業について考えておりま  
するは、なんと言つても一番大きい  
のがいわば普通銀行、なんかずく地方  
銀行が非常に大きくなり、地方銀行では殆  
んど貸出の大割近くのものが中小企業  
に向いていると考へております。それ  
から同じ銀行でも大都市のいわゆる十  
一大銀行、こういうようなものになりま  
すと非常に少くて、私ども一応調べて  
たところでは一割九分何厘しか中小企  
業の機関、これが貸出しているもの、  
こういうようなものが合計しましてど  
うか。

つか申上げましたように合計したら一兆三千億か五千億くらいになるのじやないかと思つております。勿論これはくとも政府の関係している商工中金にしましても、或いは中小企業金融公庫にしまっても、国民金融公庫にしましても、これは金は足りません。いつも要望通りに参りかねておりますが、財政資金の関係上十分なことが参りませんので、まあそのときとしては割合に比重をこの辺に重きを置いてやつておりますが、本年について申しまして、も、殖えているのは資金計画は僅か四十三億だけ昨年より殖えている。この國民金融公庫の一例で申せば……といふよ的な工合であります。全体としましてもそら著しく殖えておりませんのと、この点は小林さんが言われるよう中小企業者のお困りの点がよくわかるのです。併し最近預金部資金も以前のように順調に伸びておりません。そんなこと等で思うにまかせませんがこれは日本の、私どもが財務当局としてはなんとしても中小企業の占める部分に対する重要性を考え、できるだけのことをいたしている。できるだけのことをしているというのは、前年よりも若干でも減らさないだけの措置をしていよいいうので、誠にこの点不十分とお叱りを受けるのはどうも甚だ遺憾に思わないということで、それ以上は話が進みます。

まないのです。そこで、今おつしや  
ことく非常に困難な作業だとは思  
い、されども、併し前回銀行局長にも  
は言つたのですけれども、国民所得  
推計といふものが、私もあるの数字だ  
て大してそう正確な数字じやないと言  
います。数字じやないと思いますけ  
ども、一応政府はことごとく予算のさ  
明或いはその他の際に、あの国民所得  
度の信頼を置いておられる程度の信頼  
というものを使われる。だから少くとも  
も現在政府が作業をして国民所得を推  
計しておられる、それに対してもおる程  
度の信頼を置いておられる程度の信頼  
性を持ち得る中小企業金融の資金需要  
推算というものは、やる気になつてそ  
れができるのではないか。だから今まで  
ちに今日、明日というわけではござ  
ませんけれども、その点を特に大臣に  
お願ひしておくわけですが、一つ推算  
する体制を整えるようお願いしたい。  
そうすれば、まあこの程度の不足が生  
る、或いはこれはこの金融機関で理  
るというようなことが言えるし、今の  
ような緊縮財政及び金融引締めをやめて  
て、かなり中小企業に「しわ」が寄せら  
れるときがある。一応そういう推算が  
できれば、今後はこういう政策が行な  
れているからこのほうにこれだけの  
「しわ」が寄るだろうというようなこ  
とで、非常に中小企業金融の需給論議  
が科学的、数学的に行えるのではないか。  
か。そういう意味において是非作業を  
お進め願いたい。

工業生産のはうになつて来ると、どこのまでの生産がつまり大企業であります。だから下のものが中小企業に入るかとどう仕事をする上の作業の一つの扱り所になりますから、いわゆる国民所得の中から農業関係のもの、漁業関係のもの、林業関係のものを除いてみると、更に又、給料その他のああいう所得を引いて行くといふことにしまして、ずっとやつて行きまして、多少分析的にやりますれば、或る程度のものが極く大きづばではあるが、つかみ得るものと考えますから、これは一つお話を次第もありますするし、経験とも連絡をとりまして、何らかのものを今まで一つ次の国会までに出し得るようには、努力いたします。

○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案について、主計局長に前回の外務、大蔵、内閣、連合委員会の席で質問をして、少しあいまいな点があつたわけですが、その後非公式には聞いたのですが、も、一応速記に載せる意味におきまして、一体この回資金はどういうふうに使うのかといふ点について一つ明快に御答弁して下さい。

○政府委員(森永貞一郎君) 特別調達資金は、当初主として駐留軍関係の、これは占領時代から引き続きございまが、連合軍関係の労務の調達の円滑化を期するために、いわゆる間接雇用の形式をとります場合に、一種のブル資金として設けられたわけでござります。労務を主とするものでございま

すが、政府といたしましては、役務乃  
至は物資、両方が入つておつたわけで  
ござります。運用上の実情から考えま  
すと、大部分は労務ということになつ  
ておつたわけでござります。今般改正  
いたしました趣旨は、国連軍との関連  
で協定ができましたので、その国連軍  
の関係の労務並びに物資の調達にもこ  
の資金を活用する、これも實際上労務  
のほうが大部分であるわけでございま  
す。その国連軍の関係にもこの資金を  
利用する道を開く、それが改正の第一  
点でござります。第二点は、今般M.S.  
A協定に関連いたしまして、いわゆる  
顧問団が置かれるわけでござります  
が、顧問団の関係にもこの資金を利用  
し得る道を開く、顧問団の関係は労務  
の関係が殆んど全部でございまして、  
現在のところは、物資につきましてこ  
の資金を利用するることは考えておりま  
せん。ただ労務以外に一つ考えられま  
することは、顧問団で家屋を賃借いた  
しまする場合に、直接の賃借ではなく  
て、間接の賃借にするというような場  
合に、ひよつとしたらこの資金が利用  
されるというようなこともありますからと  
存じます。併し大部分は労務の関係で  
ござります。なおこの顧問団の関係  
は、法律でこういう道を開きました  
が、まだ現実にどういうふうにこの資  
金を使用するかということにつきまし  
ては、先方との間に交渉が行われてい  
ないのでございまして、大体の内意と  
いたしまして、労務の関係には是非使  
わして頂きたいというような希望の表  
明がございました。その程度でござい  
ます。以上が今回の改正の主な点でござ  
いますが、そのほかに、この資金を  
利用するにつきましての手続に関し、

或いは府県に一部の事務を委任する、あるいは銀行に支払い等の事務を委任する、そないつた事務取扱いの簡素化の観点からする若干の改正も併せ行なつてゐる次第でございます。大体以上のような趣旨で今回の改正法律案を提出いたしました次第でございます。

○小林政夫君 この従来の資金の回転状況について説明をしてもらいたいと思います。

○政府委員(森永貞一郎君) 調達庁で直接運用いたしておりますので、調達庁の政府委員からお答え申上げたいと存ります。

○小林政夫君 それじやこの法案と関連して大臣にお尋ねいたしますが、この国際連合の軍隊が駐屯する、これは本会議でもいろいろ質疑があつたのですが、地域は呉といふところに限られておるわけですが、この駐留のために当該自治体がいろいろ行政費が余計かかる、こういうことは特別交付税で面倒をみる、こういうことであります、このほかに代替施設、例えば呉の港等について、建前は共同使用ということになつてゐるけれども、事実、港が使えないというような場合に、別のところに埠頭を作り、或いは施設を作るということが必要だということになるわけですが、そういう場合、これは一つの例ですが、代替施設等についての資金といふものはどういうふうに考えてもらえるのか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は私どもは、この国連のほうの軍隊とアメリカの軍隊と性質上違うので、結局国連のほうは有償にしていろいろべきだということで、大分内輪の問題ですけれども、相当強く主張して參つた

のであります。その後、刑事裁判をうながす他の問題で、やはり同一に扱うということが非常に望ましいということになりましたので、結局こういふふうにしましたが、そのときに、実はこれに折れて、それじゃもう、すべてそういうふうにしようということにしたのであります。小林さん御承知かと思うが、私は実際現実に見ておりませんが、非常に広い地域を取り過ぎておる、こんなにどうしてたくさんとつているのかわけがわからんほどとつてるので、今これを現地に委員会を作りまして、その委員会に知事とか市長がみな入つておりますので、できるだけ余計戻してもらう、こういうことで、まあ一口に言うと、私どもが折れたときに、これだけは是非貫徹してもらいたいということで、相当強く実は要望しておる次第であります。それで、埠頭等につきましても、相当返してくれることに、その時分に返す見込みで話をしておりましたが、代替のことについては、特にその当時としては、私は自分で文書はいたしませんでしたが、まだどうもなか／＼返すのも思ひように行はいたしておりません。何かその代替についてお話をありましたか。ちょっととそれでは主計局長から……。

日本側が使えるようになります、その勢力で、米軍乃至は英軍がこれを利用する事によりまして受けけるこちらの非常な不便を緩和するために、若し必要がござりますれば、安保諸費で代るべき施設を作ることも名目が立たないわけではありませんが、具体的にはまだ計画が進んでいない現状でございます。

○小林政夫君 協定等において、今のお話を米軍が使つておるものと、国連軍が米軍から又借りをするといつよろなこともできるようですが、あなたのほうで親心で安全保障諸費の使用を考えて、成るべくそれで施設をして、実質的にはアメリカ軍、駐留軍が使つてないけれども、国連軍の場合に使うこともあるということと、主として国連軍が使うような施設であつても代替施設として安全保障諸費を使い得るといふとして、安全保証諸費を使い得るといふように了承していいですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 米軍から又借りとということでございますが、米軍も使つておるということが前提になりましたと、ちょっと安全保障諸費を使つようかな場合にならんじやないかと思うわけでござります。それで呉市の実情につきましては、しばく陳情をございますし、道路その他の関係でもいろ／＼御希望もあるようでござりますが、埠頭につきましてはまだ具体的にお答えをする段階に参つておりません。

○小林政夫君 できるだけ考え方をいたと  
いう言明を大いに尊重して了承をいた  
します。  
○委員長(大矢半次郎君) 調達府から  
総務部長が出席いたしましたから、小  
林君の発言を願います。  
○小林政夫君 この調達資金の最近の  
回転状況ですね、これを一つ数値的に  
説明してもらいたい。  
○政府委員(山内隆一君) お答えいた  
します。調達資金の回転状況としまし  
て、まずどういう順序で支払をし、回  
収をしているかということをちょっとと  
申上げたいと思います。三月の賃金の  
支払は四月の十日、各月の十日に支払  
をいたしております。そこで十日に支  
払をする資金につきましては、三月の  
末にアメリカのほうから各人別の出勤  
状況或いは勤務時間、そういう賃金の  
基礎になる詳細の数字を入れまして、  
結局幾ら支払うべきかということの通  
知が、ペイロールと言つていますが、  
それが各労管事務所のほうに参りまし  
て、そこで労管事務所のほうではそれ  
を整理しまして十日に支払準備をする  
わけですが、約八〇%に相当するもの  
を四月二日、三日ぐらいに車から頂く  
わけでございます。そうして十日に支  
払まして、そのあと二〇%に相当す  
る残金はその月の末まで必ず預けると  
いうことになつておるわけであります  
。そんな関係で、最近は、この回収  
も、以前は殆んど長いときには三カ月  
もかかつたわけであります、だんだん  
人と短くなりまして、今では一カ月  
で回収ができるわけであります。そん  
な状況であります。最近は特殊の問題  
がありまして若干遅れるのがあります  
関係上、現在のところはまだ約四十億

○小林政夫君 そうすると、この資金は七十五億のはずですね。だから今のは、多少圧縮ができると思いますが、只今のところ百五、六十名、金額一千円程度、かようになつております。

○小林政夫君 そうすると、この資金は七十五億のはずですね。だから今のは、多少圧縮ができると思いますが、只今のところ百五、六十名、金額一千円程度、かようになつております。

○政府委員(山内隆一君) 貸金といたしましては、多少月によつて変化はあります。今のところは大体先般でござります。今後は、はつきりとした数字を今持つておりますが、大体最近の……。

○小林政夫君 概数でいいです。

○政府委員(山内隆一君) 四十億未満でござります。今のところは大体先般整理をいたしましてから、今、數はほんば安定いたしておりますから、三十五、六億程度の貸金の支払で済んでおるようであります。

○小林政夫君 これによつて追加された国連軍関係の労務者及び MSA 協定による顧問団関係の労務費、これの一ヶ月の支払予定、支払見積りはどういふうになつておりますか。

○説明員(谷川宏君) お答え申上げます。国連軍関係の労務の提供に伴います経費といたしましては、大体のところ、人数といたしまして労務者が大体一万人程度、その経費といたしましては、年額といたしまして大体三十億程度、次に顧問団関係といたしましては、労務者の数は先方との交渉によりまして多少圧縮ができると思いますが、只今のところ百五、六十名、金額一千円程度、かようになつております。

○小林政夫君 そうすると、この資金は七十五億のはずですね。だから今のは、多少圧縮ができると思いますが、只今のところ百五、六十名、金額一千円程度、かのようになつております。

○小林政夫君 一ヵ月分の今までの駐留軍労務者に対する支払資金は幾らですか、大体回転しているという状態であると申上げて差支えないと存ります。

○小林政夫君 一ヵ月分の今までの駐留軍労務者に対する支払資金は幾らですか、大体回転しているという状態であると申上げて差支えないと存ります。

○小林政夫君 ついでにちょっと簡単な問題について事務的に聞きますが、第三条の第二項の改正、「資金の運営に伴うその他の受入金で政令で定めるもの(以下「受入金」と総称する)」「その他の受入金」というのは何でしょうか。

○説明員(谷川宏君) 「その他の受入金」と申しますのは、例えば資金から労務者の給与として支出をいたしました場合に、それが例えば具体的に申しますと、休業補償、そういう場合に、過誤払い、それが年度を越しまして戻し入れをする必要がある場合に、現在の建前でありますと、外国政府からの受入金ということになつておりますが、その受入金では解釈できないという関係の、只今の資金の過誤払いによる年度経過後の受入金といふもの、或いは失業保険で、事業主の負担の過払いになつた場合に、失業保険法によりますと利息がついて来るわけがありますが、そういう利息を受入れる、かよろくな事務的な関係の経費を入れるための措置でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 財政法等の一部を改正する法律につきまして、他に御質疑ありませんですか。

質疑は終了したとの認めます。

それでは討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいたします。本改正は主として積雪寒冷地帯に対する公共事業費の使用について円滑を期するという建前の下に改正された点が大部分であるように思いますが、そういう点について或る程度の事業の進行を円滑にするという必要性か

らして考えるのでありますけれども、さりとて財政の厳格さ、資金の使途がルーズにならない、こういうような配慮は十分取らるべきであつて、むしろそういう意味においては、予算査定の際に、予算の数字をきめる際に、厳重に実情に合った査定がさなるべきである。そのほうに重点をおいて盡りに線越明許等のこときものを設けるべきでない、こういうふうに考えますので、そういう点については、十分配慮されることを要望いたしまして賛成いたします。

○平林太一君 私は本法案に反対して反対の意を表明するものであります。その理由とするところは極めて明瞭である。すでに本月二十三日に本院の内閣に対する警告決議案、これが議決されておる。而もこの内容にいもうものでは、今回の吉田首相を中心とする吉田内閣の行為が、他の事柄とは違ひ、政策の失敗でありますとか、政策の行詰りであるというようなことでは、これはそれゝ又検討する余地がある。問題の議論もおのずからこの範囲が大範囲に解釈されて行くのであるが、曾つて明治時代以来、空前絶後のいわゆる疑惑、汚職、この問題に対してもいわゆる善処を議決した。この善処を議決したということは速かにやむべし、辞職すべし、こういうことの極めて明瞭なる決議案である。従つて今日までもそういうことに対しても、そういうことを申上げることの煩鎖を避けますが、歴代内閣といふものが、必らずこれに對しては従順なる態度を以て辞職いたしております。當時におきましては、総理及び各大臣といふものは天皇の親任によつてやつたわけである。だから総理大臣も各大臣も同等の地位において天皇の親任を受けておる。併しこういうことができた以上は、むしろその当時の時代におきましても、天皇自体が、その親任の不明を謝して、そ

うして辞職を行わしめたのであります。天皇御自体においても……。然るに今日の民主政治議会におきまして、これが逆に、なお且つかよな決議が本院において行われても、なんらの措置を取らない。こういうことになりますといふと、これは立法権というものが行政権に支配されてしまうということになる。睿智ならざることは問題であります。こうなりますならば、当然本月の二十三日以降の議案といふものに対しこれは否決して行かなければなりません。委員会が若しく開催されて行きますれば否決して行かねばならん、そうして我々としては信任をばさる。それは否決して行かなせざる政府の提出したそのことに対するべきではない。委員会が若しく開催さればならない。議院の運行を停止せしましては、否決をして、そうして政府をしてこの行政の運行を停止せしめるという事で、これはなければならないわけであります。本院の議会制度としては、これは重大なる岐路に立つてゐる問題なんですから、これは審議することによろしいでしよう。ようしないでしようが、これを成立せしめて行くということは、これはみずから参議院の制度そのものをこわして行くといふことになる。それでは国家のために困ることは当然であります。従いまして、この法案に対しましては賛成することができない。反対して、否決して、そうして進んで政府が善処する。政府が速やかにその処置を取ることを望む。大蔵大臣も先刻も話されました。が、自分一個の所存ではできないと、これは無理からんことであります。これは昔でありますれば、当然一大臣が総理と意見の相違が出て辞職するといふことになつた場合は、これは一連の事であります。総理大臣の地位を保つ

ことができる。それがそれをとりなしでやる以外にない。それで、私は本法案に對しましては、次々の議案に対しましては、それ／＼私どもの意を表明しますが、これは単なる一法案のことを行はなければなりません。委員会が若しく開催さればなりませんから、その点は原大蔵大臣にもあると思うのであります。それがありますから、その点は職したということになると……。今日は總理大臣が大臣を指名したものであるから、そういうことができないのであります。そういう御苦衷が私は小笠原大蔵大臣にもあると思ふのであります。それでありますから、その点は原大蔵大臣にもあると思ふのであります。それがありますから、その点は職したことを表します。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。だから私は本法案もないと認めますが、討論は終局ではないようあります。だから私は本法案もないと認めます。そこではこれより採決に入ります。財政法等の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の御手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。だから私は本法案もないと認めます。それでありますから、その点は職したことを表します。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。それを形の上に現わすということを承知いたしましたということなんですね。それが形の上に現わすということではないであります。それで、これは私どもとしては了承しがたいという意味において、本案に反対するものであります。(了解)

○委員長(大矢半次郎君) 次に国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案について御質疑ありませんか。

○成瀬暢治君 一言だけ大蔵大臣にお伺いいたしますが、国民金融公庫の支那銀行が行う恩給担保金融に関する法律案について御質疑ありませんか。

○成瀬暢治君 私は本案に賛成の意を表します。理由はこの改正によつて予算の効率的な執行ができるといふ、こう考へるからであります。この点においては、明瞭になつたことは、この法案に便乗をして、着々余分のものが改正をされておるよう考へる。この点については審議の過程でいろいろ発言せられておりました。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは國的に申しますと、それは相当旅費その他のものも出ると思います。代理貸をやつて、その資金が均等に行

くように図りたい、こういうように考へております。これが勿論十分であります。それは昔でありますれば、当然一大臣が総理と意見の相違が出て辞職するといふことになつた場合は、これは一連の事であります。総理大臣の地位を保つ

要があると、こういうことを付加えて賛成の意を表します。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言あります。そういうことができないのであります。そういう御苦衷が私は小笠原大蔵大臣にもあると思ふのであります。それがありますから、その点は職したことを表します。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは

れでまあ今後ともこの金額は、実情に連れて、今年やつてみてもこれは初年度ですしこれは度々恩給証書がなかなか行き渡つております。これは非常に何かもつと簡単な方法はないかとこの間も言つたのですが、非常に遅れております。従つて本年の模様を見まして、店開き早々の年ですから、大体これぐらいでいいと思いますが、特に足らんようでござりますれば、来年度で以て相当増額することにいたしたいとか、かのように考えております。

○成瀬幡治君 私も大臣が善処するというその言葉を信用しまして質問を打ち切ることにいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようですが質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林太一君 本案に對しまして反対の意を表します。重大な問題です。吉田君という總理大臣、これは曾つて昨年頃だと記憶いたしますが、スキヤンダルなしということを豪語した人物なんですね。予算委員会等におきまして質疑に答えてまして、例えば当時四日市燃料廠の問題でありますとか、只見川の問題等について質疑が出た。そのときには質問に対してもスキヤンダル断じてなしと言つたところが造船、いわゆる陸運、海運等の、又庶民金融機関等に連した政府のスキヤンダルが出て来ました。そうすると、これが国会において

君、同君はですね。それは検察庁に任せたとしておけ。検察庁のいわゆる正否の議論が決定したときに善処するのだと論が決定したときには検察官が言つておる。ところが今度は検察官が決して暴力もあえて辞せないと、こういうことである。こういう人物です、吉田茂という総理大臣が。これは實に古今未嘗有の態度だ。この吉田総理大臣が出した法案、国民金融公庫法案といふものは、内容に対しましては、私は、先刻大蔵大臣と質疑をいたしておりますから、それによつて明らかであります。内容自体に対しましては、私の所信というものは明らかである。併しこれは恐らく昔のような天皇の信任による大臣でありますならば、私は善良なる小笠原大蔵大臣は、辞任せられておつたと思います。そうすれば吉田内閣といふものは崩壊しなくちやならん、一蓮托生で……。ところがそういふことができないということは、測観するところ、測源するところ、この法律といふものは、吉田内閣総理大臣がこれは出した法律案である。それで身動きがとれないというわけだ、内閣は……。その吉田個人が、もう如何なることに対するものか、吉田内閣総理大臣が出て來ても、殊に本院において速やかに辞むべしということの意思を含んだ決議案を出しても、これは辞めない。それでは外遊をしようといふよ

うな、外遊をして本人はまあ私の観測では、恐らく吉田というような人は自己一身、保身のためにには、殊によるとアメリカあたりへ亡命しちやつて、金をたくさん持つて行って、そうして辞めるときには、こつちはもうあとは野となれ、山となれというような人物ではないかといふような危険を、私は国時代においてもよくわかることなんあります。だからここで国会が、つまり権を緊めて、一個人の吉田總理大臣、一、吉田茂、このために全国が搔き廻されるような事態をみすゞ打ち捨てておくということは、私は議員の一員としてさよならることはできない。併し先方がいわゆるこの権力、或いは職権を通じてそれを行うということ、それに対する処置はないわけなんです。我々においてこれを処置するということは、要するにこの法案の審議といふものを…、殊に理由として挙げておるところは、法案の審議、議決を求めるのだと言つていることは、法案の審議、議決が通つてしまえば、もう国会は閉会されるのですから、あとは向うが自由奔放、日本中に、これも吉田その人以外にこの自由というものが広大に許された者はない。これはどんなことをしてもいたし方がないのである。であるから、国会閉会中において、我々としては責務を忠実に行わなければならない。吉田個人が倒れたことによつて、我が国の行政機構が崩壊するものではない。微動だもいたしません。内閣も次の内閣が出る。そうして行政のいわゆる現状というものは、そのままつまり事務的な行政というも

のが残つておるので、何らの痛痒はな  
いわけなんです。ところが吉田を生か  
してこのままにしておけば、今日のこ  
の疑獄、汚職という事件が天下、いわ  
ゆる国民に滔々として……、大蔵省がな  
たりは今申した通り金を出すだけです。  
ところがこれはつまり事業官厅、い  
わゆる建設省でありますとか、郵政省  
というような事業官厅になつたら、こ  
のものは、数十億、数百億というもの  
を使うのですから、活潑自在なんで  
す。このことはこういうことが放置さ  
れておりますれば、行政の官厅といふ  
ものは、いわゆる予算の現金の執行と  
いうことに当つて、どういうことをす  
るか、又今までの性格においても、こ  
れは極めてよくわかるわけなんです。  
由々しい問題。従つて全国民の人心と  
いうものは、こういうような汚職疑獄  
というようなものは、もう当然これは  
行われるべきものだ。それ／＼の職分  
分野において、これが潜行し、潛在して  
行わされて行くということになれば、重  
大なることは政治の混迷であります。  
だからこれはそういうことを、国民の  
目付役として、我々はここへ出てお  
る。だからそういうものが出て来たときには、いわゆる慨然立つてこれが正  
正の実を挙げなければならない。そ  
ういう問題に対しても左顧右盼し、躊躇逡  
巡しておるということは、事を挙げる  
所以ではない。これを議決して行くと  
いうことは、そういうことを、事を挙  
げて行くということをしなんで、そ  
うして獎勵して行くということになる。  
かような馬鹿々々しきことが今日の世  
にあり得べきものではないのです。こ  
れは我々が与えられた権限、これは暴

力的な法律の暴力、法律的には暴力としております。我々は審議の上において暴力ではない。これはかような一個の吉田そのものの存在、吉田そのものの性格が、かようなものを、この法律を提出しておるのですから、これは小笠原大蔵大臣が出しておるのであれば、私は別個なんです、考え方が……。吉田と、いわゆる小笠原という両者を比較して、私はその点は常識的によく判断ができる。併し今日の吉田といふ人のあの言動、行為というものを見ますれば、これはもう断固としてこの際際会としては速やかに彼を処置する、絶理大臣の地位から退かしめる、貶すということである。併し我々のほうにおいては国会法においてこれを成規の上に行うべきがない。せめてもそぞろに決議案をいたしたのであります。併しこの決議案に対しても、従来の内閣は、このことに対する恭順の意を表してい る。又二度の政権を担当する時期あります。そういう私は意味におきまして、との取りあえずの処置として、これは辭したわけであります。それをなおおつたさない、こういうわけであります。そういう私は意味におきまして、それをいたさなければならぬ。それを我がほうで処置して行くということは、これは一つ／＼否決して、そして議案が通らなければ、政府としてはこれは当然行き詰らざるを得ないわけです。法案というものを何でも本院に流しております。併しながらこの法案を次々に处置して行くということによつて、それを行為の上に現わして行くといふわけなんですね。

ただ私が誤解のないようにしてこの際申上げておきたいことは、こういうことは、つまり国家大局の上からというふうにとを、よくまあ弁護いたしておりまして、国家大局の上でこういうこともあります。

加藤といふおいばれた法務大臣がこれ局の上にこれは何らの影響がない。吉田首相といふものを退陣せしむるといふことによつて、我が国の行政機構がそれによつて一時空白するとか、或いは崩壊するとかということでは大局に影響があるが、そういうことは毫末もありません。今日我々が関係しているこの大蔵委員会においても、極めて優秀なる大蔵官僚といふものは、歎乎として国家のこの行政行為といふものはちやんとそれは行なつておる。そういう私は意味におきまして、本案に対しては断乎としてこれに反対するものである。その理由は、今申上げた通り、一に総理大臣、吉田茂君の退陣を求めるという意味におきまして、反対の意を表するのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。それでこれより採決に入ります。国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。

ます。よつて本案は原案通り可決すべくものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、前例により、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○小林政夫君 委員長、先ほどこの法案審議の際に、私は非常にいい大蔵大臣の言明を得たと思います。中小企業金融の需給計画、日本全体について。次回の国会までには一応の成案を得るべく作業を進める、こうしたことあります。

それから多数意見者の御署名を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 承わつておきます。

それから多数意見者の御署名を願います。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林太一君 本案に対しまして、極めて厳かに反対の意を申述べたいと思います。

当案は、その提出者が内閣総理大臣の声明を得たと思います。中小企業金融の需給計画、日本全体について。次回の国会までには一応の成案を得るべく作業を進めることによってのことであります。

吉田茂君であるということは、今日の議院内閣制下における行政の組織上の機構において極めて明らかであります。然るにこの吉田総理大臣、その多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひます。然るにこの吉田総理大臣、その多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。

吉田茂君であるといふことは、今日の最近における行動、言行といふものが、我が国の現状及び将来に対する態度を定めることによっての神経痛ならば、日本全国、国民の多數の中には、療養するところでは大だらかに反対の意を申述べたいと思ひますから、その点は特に委員長報告に纏込んで下さい。



が出て来る。これらを考慮まして、公共、公益性のための投資に対しましては、予算の定むるところによりまして、必要によりまして一般会計から繰入れを見て、これが計画的実施をも団有林において行う、こうしたことを見確にいたしまして、この重要政策の計画的な実現を国有林野事業において実施いたしたいと、かような考え方から本改正法案の御審議をお願いしておる次第でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(大矢牛次郎君) 質疑を行います。

○白井勇君 大蔵事務当局にお伺いしますが、私は日本の今の山林行政といふものはござね、ごあ相当考慮を要する時期ではないとか、こう考えておるんですけれども、昔でありますれば、山林資源を伐り出しましたり、それによつて相當まあ国の財源を見込むといふふますといふことを考へられると思うでありますが、終戦後、殊に最近の引続みますといふことですね、これはこの特別会計にありまするようになりますね、この一条を見ますると「国有林野事業を企業的に運営し」という言葉がありますが、こういうような考え方で国有林野事業を運営する段階はもうすでにすぎ去つておるのであつて、むしろこれからは国のこの林産事業の需給關係でありまするとか、もつと治水関係の問題、更に国土保全のような大きい目標の下にですね、山林事業にできるだけ投資をして行かなければならぬ段階ではなかろうか。ただこれは今のようないい國の財政状態にありますから、そういうことを目論見ましても、或る

財政上からの一つの制限を受けるのが、どうも思いますが、できるだけここにまあ今申しましたけれども、うな考え方で投資をして行くと、いう段階ではないかと思いますが、大臣事務局におきましては、この特別会計といふものを設定されまして、どういうふうな考え方で今運営をされて行きますか、他の専売事業のようにやはり特別会計を設けまして、それによつて或る程度の国の財源を組んで行くというようなお考え方、やはりそういうものであるかということを、一言お伺いしたいのです。

○政府委員(佐藤一郎君)　只今お話がございましたように、国有林野の特別会計につきましては、勿論その経営といふ観点も重要でございますが、すでに現在の制度におきましても、国土保全の見地を併せて十分考慮するといふ建前になつております。私どもといつたしましては最近の災害の問題もございまして、今回のいわゆる保安林の整備のための臨時措置も又、やはりさした一つの考えに基きまして、従来保安林の整備がとかく十分でなかつた点を考えてやつておるわけでありまして、結局国有林は我が国の中の森林面積の中の要部分でござりますからして、勿論このための臨時措置も又、やはりさした一つの考えに基きまして、従来の特別会計法のいわゆる本則の建前といたしましては、森林資源の基金に繰入れました分はすべてこれを一般会計へ召上げる、こういう原則になつておりますが、それを改め

まして、勿論森林資源の基金に入れ、又場合によつては一般会計に財源をもらうこともありますけれども、残りは原則として全部積立てる、こういふ本則を打立ててござります。又今回の事業において、国有林に非常な無理をなすことは我々の欲せざるところでござりますので、必要なその額は一般会計からいつでも予算によつてこれを補うことができる、こういう途を開くための条文を設定してござります。只今もおつしやいなうな点を十分考慮して、今後も運営すべきである、こう考えております。

○白井勇君　よくわかりましたが、日本のような御趣旨であり、それから併来も先ほどお詫びがありましたように、一応剩余金が出来ますれば、これはあま国の山林行政といたしまして剩余金が出来るという経営は、これは朝鮮ブームのようだ、ああいう特殊な事態がなければ剩余金がたくさん出るといつたのですが、それは、それを積立金とする。残りがあれば、これは必ずしも適当ではないという私は考え方のようく一般会計に繰入されておつたのを持つております。従来剩余金が出来すれば、それを積立金とする。残りがあれば、これは全部まあ今お話をいうようないふのが原則であつたわけですが、ありますれば、これは全部まあ今お話をす。そこで今度改正の十二条の点ですが、その増強のための基金ですね、「森林基金の組入又は一般会計」、この「又は」ということですが、これは法律的にいろいろ解釈があるようですが、今のような御趣旨、従来の経過からみて、これは要しまするに大体森林基金にしてしまふのだ、極く例外的な年には、これは一般会計に入れることがある

るのだと、どうも、これは解して差しきれないと見えないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 私どもも考え方としては大体そういう御趣旨の通りであります。從来からもいわゆる計算的な意味の剰余金というものは繰り入れたことはございません。ただ非常に金額等が、剰余金が多くなりまして日立つたような場合に、一方において一般会計の予算編成と睨み合せて予算上の繰入を、例えば二十八年度にやつて頂きましたことはございますが、一般としては殆んどないのです。でありますからして、そういう途を開いておきたい、こういう考え方であります。

○白井勇君 ちょっととくどいようですが、そなしますとあれですか、この「マハ」は年によつてどづちか一方ということであつて、而もその大部分のものは積立金でやる、大部分の年においてはですね、こういふふうに解してよろしいのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) まあこれは将来の予算措置の問題でござりますので、どうなるかということを具体的には申上げられませんが、大きな方針といたしましては、こういうような現状でござりますので、相当額の積立金を持つようにいたしたい。でまあその積立金が今度非常に巨額になつた場合等に、一般会計に多少繰入れてもらうといふ場合が起るかも知れません。そういうふうな大体考え方であります。

○木内四郎君 今の白井さんの言われるのは、この「又は」というのは、「及び」という意味なんでしょう。

から、積立金は優先であつたわけですか。  
○木内四郎君 その両方にかかることがあります。  
○政府委員(佐藤一郎君) そうです。  
かかるておるわけです。  
○木内四郎君 「又は」は「及び」という意味を含んでいります。  
○白井勇君 一年で両方をやれますか。  
○政府委員(佐藤一郎君) それはできます。勿論按分して、或る年に全部繰入もやるとは限りません。  
○白井勇君 そうしますと、私は多少ここで従来のやり方よりも改悪のよくなじみがするのです。と申しますことは、従来ははつきりと、とにかく剰余金が出来ますれば、一応積立金は優先なんですね。ただ残ればこれは一般会計に繰入れなければならんという縋り方があつたわけですけれども、今回のようには「又は」といのは「及び」も含む意味合だということになりますと、これはその時の都合によつて如何ようにもこられるので、むしろ先ほどのあなたの御趣旨から見ました御趣旨とも違いますし、従来の経過から見ても、これは却つて改悪になるような結果になりますかと思つのですが……。  
○政府委員(佐藤一郎君) その点は御心配はないと思います。従来の規定を理解になりましても、例えばいづれが優先するとかどうとかいうような規定になつておるわけではありません。而も実際は本文は従来は死んでおりまし提で動いておつたのであります。従来の必ず積立を真先にやつて、それから、附則によつて動いておつた実情でござります。これも当分の間といふ前

一般会計に入れるといふような、その点の表現は、そういうふうにはつきりいたしておりません。それから又実際の取扱としましても、やはりその時の事情に応じてやつておりますので、その点は従来のものから見て改悪であるということは申上げられないと思います。むしろ全体としては、表現的に見ましても、森林資源維持のための基金に積立て得る途を大きく取上げて行くという気持で、この改正を行なつておるわけであります。

○白井勇君 これは今のお話ですけれども、原則としましては十二条と十三条の関係ははつきりと、やはり積立てというものを受けられておるわけです。それから附則で今のようなお話をあつたわけですが、これは従来の恰好からいいますれば、別途の損失補填の積立をしておつたわけです。積立金といふものはどこまでも優先をしておつて、一般会計の繰入といふものは、その積立の次の段階にあるといふように私は解釈しているのですが、どうでないですか。

○政府委員(柴田栄君) 今御懸念のような点もあるかと思いますが、私どもといたしましては、今回の改正によりまして、従来十二条におきましては、繰入れなければならぬという規定をされておつたのでござりまするが、今回の改正では繰入れができるところ非常に緩和して頂いておる。これは実情に応じまして従来もありましたような趣旨で、本特別会計としては不安なく実施いたして参

ておりますが、今後も今回の改正によりまして、十分御相談をいたしまして、本特別会計の予算の編成、或いは運営に支障がないといふふうに了解いたしておりますことを御了承願いたいとのであります。ただ従来一般会計に繰入れる原則を、附則におきまして、当分の間損失補填の積立をするといふことをいたして參りましたが、先刻も申上げました通り、非常に経済界の好転によりまして予期以上に積立金が膨脹いたしておりますので、この際それ以上にこれを確保する必要はないので、もう少し明確な目的を以てこれを活用

か、治山治水の面倒な仕事を一面かぶつて頂くわけであります。それで会計の経理のしかたにもよるのであります。が、従来におきましても、一面において国有林の施設等が少しずつ、目に見えずやはり崩壊をしておる。そういうような点で、或いは十分手が入つていなかつた点もあるかと思うのであります。が、何と申しましても、只今のようないい森林の状況でござりますからして、国有林につきましても、或る程度積立金を持つて頂いて、十分に基礎的な意味の基礎的な部分をいわゆる荒廃させることなく維持していくなければならんわけであります。そういう意味から言えば、期せずして従来もこの条文、森林資源維持のための基金は設けるという規定はあつたのであります。が、実際の経理の処理といたしましては、これを予算で定めた枠内で、全部森林基金でなくて全部補填の積立金という形になつておつたわけであります。それが百六、七十億も貯つて参つたわけでありますからして、現状においても、将来それを森林基金とはつきり目的づけた積立金として行くということは、どう無理でもございませんし、大蔵省としても極めて当然のことである、こういう考え方で国有林のほうの御意見も参考したわけであります。

○小林政夫君 一般会計へ繰入れたわけですね、この森林特別会計から……。今度はこれは調べればわかるのです。が、二十九年度はどうなりますか、この関係は……。

○政府委員(柴田栄君) 二十九年度におきましては、一般会計へ繰入れは実に、財政当局から言つて、二十八年度は三十二億といつものが一般財源として確保された。今度はこれを森林基金といふように釣づけになることは、この事柄のよし悪しを言つておるわけではないのです。財政原則を言つているので、大いに治山治水はやらなければならん、保安林は守つてもらわなければならんといふことは思つておるのですが、併し財政の弾力的運用から考えると、それだけの金は釣づけにしたといふふうに了解していいのじやないです。

○政府委員(佐藤一郎君) 実は過去の二十八年度に繰入れましたのは非常に剩余金が積んで参つたわけです。そういう関係から財源に頂いたわけであります。二十八年度以前には頂いておらないのであります。二十八年に初めてこれだけの金額を頂いたわけであります。それから今回は一般会計へ繰入れはございませんけれども、その代りということでもないのですが、先ほどいわゆる保安林整備、このために三十億円、この会計がいわば出しておるわけです。それで三十億は本来一般会計負担のもののかどうかという問題もあるわけであります。一般会計からは只今のところはそのための繰入れはないときないわけであります。それは申上

げましたように、剩余金が百億以上もありますので、そういう意味で三十億の治山治水のための事業、いわば投資的な事業であります。そういうのは差当つては国有林のほうで自前で以てやつて頂く、こういうことにしております。私どものほういたしましても、国有林特別会計の経費については、勿論予算の編成或いはその他にときにおいて、できるだけ注意をいたしておりまして、小林さんがおつしやいました意味の、たた徒らに金を費かすということはできるだけ避け行なうのが当然だと考えております。本年はそういう意味で三十億円治山治水のために出しておるのであります。

○小林政夫君 私ちよつと席をはずしたものですから、すでに説明があつたかと思うのですが、どういう割合でこはやるのですか。今白井さんから多少質問があつたのですけれども、森林基金は幾ら、損失準備金としてどの程度、一般会計へはどうする、こういう剩余金についてのわけ方と言いますか、或いは森林基金として少くとも年間或る程度のものは積立できるのだという含みはあるのですか、ないのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) その基準は只今のところははつきりきめておりません。従来のいわゆる損失積立金が百六十億にも上つておりますから、差当つてはそのうちの相当部分を森林基金として積立てる形にいたしますれば、基金自体としても、相当十分な額になるわけであります。どの程度の金額にするかは農林省ともよく相談をしなければならないのであります。それで基金に積立てます額は、そういう

すでに基金として積立てられておる金額も頭におきまして、そうして基金がいいか或いは損失積立金がいいか或いは場合によって一般会計に入れるかと治水のために、本来のいわゆる経営的な経費でなくして、治山治水のための特別の投資のための資金というものをこの国有林から或る程度出して頂くわけであります。従来の積立ておる部分から相当額を出して頂く点もありますからして、基金に積立てる額、治山治水にして頂く額、損失積立金として妥当な金額、こういうものはこの保安林維持の事業と併せて今後そのときへに適当な金額をきめて行く以外にはないだらうと、こう思つております。

○小林政夫君 こうやつた場合に、今

の、この治山治水事業といふものは非常に重要で、十カ年計画を立ててやうと、本格的に本年度からやつて行こうというとき、現在それについて国が出ている資金といふものは計画の三分の一くらいしか出でておらない。一見林野庁から見ると、こういうことで、或る程度の基金といふものを確保したようでもあるが、又別の観点から言うと、これがあるから大して一般会計のほうで見なくていいじやないかといふようなことにもなりかねないので、折角この基金を設けるなら、又将来の財政需要の関係で、今の話を聞くと、相当一般会計のほうで財源が不足してくると、基金という名前をつけても基金として使えない。こういうことになるので、折角基金としておくなら、少くとも剩余金についての何割とか或いは

最低限度これだけとかといふようなことをきめなければ、設けた趣旨が意味をなさないのじやないです。当面はこのように今回のよらないわゆる治山治水のために、本来のいわゆる経営的な経費でなくして、治山治水のための特別の投資のための資金といふものをこの国有林から或る程度出して頂くわざであります。従来の積立ておる部分から相当額を出して頂く点もありますからして、基金に積立てる額、治山治水にして頂く額、損失積立金として妥当な金額、こういふものはこの保安林維持の事業と併せて今後そのときへに適当な金額をきめて行く以外にはないだらうと、こう思つております。

○小林政夫君 こうやつた場合に、今

の、この治山治水事業といふものは非常に重要で、十カ年計画を立ててやうと、本格的に本年度からやつて行こうというとき、現在それについて国が出ている資金といふものは計画の三分の一くらいしか出でておらない。一見林野庁から見ると、こういうことで、或る程度の基金といふものを確保したようでもあるが、又別の観点から言うと、これがあるから大して一般会計のほうで見なくていいじやないかといふようなことにもなりかねないので、折角この基金を設けるなら、又将来の財政需要の関係で、今の話を聞くと、相当一般会計のほうで財源が不足してくると、基金という名前をつけても基金として使えない。こういうことになるので、折角基金としておくなら、少くとも剩余金についての何割とか或いは

○藤野繁雄君 そういうのは、さつき

しましては、只今小林先生の御質問に

お答えいたしましたように、成るべく

近い将来におきまして、本特別会計の

経理の健全化を図る意味における一定

の目標を、見当を立てたいと、こう思

つておりますが、現在におきまして

は、実は特別会計の内容自体をもう少

し明確に特急調査いたさなければなら

んという点がありますので、近い将

来に大蔵当局と御相談をいたしまし

て、一定の幅を確定いたしたい、こう

いふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画

のところでは話があつたろうと思うので

ありますけれども、保安林等の国有林

を買上げる場合には、いろいろの問題

があるだろうと思つておりますが、そ

の買入価格がどうも所有者の意見と一

致しないような場合が若しもあると仮

定された場合、その場合においては、

どういうふうな処置をとられるのであ

りますか。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨

時措置法におきます民有保安林買上

げは、飽くまでも協議によりまして買上

げることにいたしておりますので、

勿論私どもいたしましては、買上基

準を公明にいたしまして、而も妥当

に、時価を基準として基準を定めるつ

もりであります。これは中央森林審議

会の議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましても、

所有者と相談ができない場合には、こ

れは強制的に買上げるという考え方は

ございません。ただ強制をいたすとい

う場合は、保安林といたしまして、森

林計画において施業の指定をいたすわ

けでございます。施業の指定に対しま

りでございます。

○小林政夫君 保安林を買れる場合

に、経費の財源に不足するときに限り

るときといふのは、一体どういうとき

ですか。具体的に数字的に一応……

○政府委員(柴田栄君) 当該年度の予

算編成に当たりまして、保安林整備のた

めの国有林買上げの目標は、一応十カ

年に五十万町歩という目標を立てて

おりますので、これを実施するため

保安林整備臨時措置法によりまして、買

上げに広域に亘りまして、国土保全上大

きな影響があるという場合に、これは

造林の催告をいたすことになります

が、それでもなお聞かないというため

きまして、或いは原状の回復、或いは

造林計画でございます。施業の指定に対しま

りでございます。

○藤野繁雄君 そういうのは、さつき

しましては、只今小林先生の御質問に

お答えいたしましたように、成るべく

近い将来におきまして、本特別会計の

経理の健全化を図る意味における一定

の目標を、見当を立てたいと、こう思

つておりますが、現在におきまして

は、実は特別会計の内容自体をもう少

し明確に特急調査いたさなければなら

んという点がありますので、近い将

来に大蔵当局と御相談をいたしまし

て、一定の幅を確定いたしたい、こう

いふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画

のところでは話があつたろうと思うので

ありますけれども、保安林等の国有林

を買上げる場合には、いろいろの問題

があるだろうと思つておりますが、そ

の買入価格がどうも所有者の意見と一

致しないような場合が若しもあると仮

定された場合、その場合においては、

どういうふうな処置をとられるのであ

りますか。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨

時措置法におきます民有保安林買上

げは、飽くまでも協議によりまして買上

げることにいたしておりますので、

勿論私どもいたしましては、買上基

準を公明にいたしまして、而も妥当

に、時価を基準として基準を定めるつ

もりであります。これは中央森林審議

会の議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましても、

所有者と相談ができない場合には、こ

れは強制的に買上げるという考え方は

ございません。ただ強制をいたすとい

う場合は、保安林といたしまして、森

林計画において施業の指定をいたすわ

けでございます。施業の指定に対しま

りでございます。

○藤野繁雄君 そういうのは、さつき

しましては、只今小林先生の御質問に

お答えいたしましたように、成るべく

近い将来におきまして、本特別会計の

経理の健全化を図る意味における一定

の目標を、見当を立てたいと、こう思

つておりますが、現在におきまして

は、実は特別会計の内容自体をもう少

し明確に特急調査いたさなければなら

んという点がありますので、近い将

来に大蔵当局と御相談をいたしまし

て、一定の幅を確定いたしたい、こう

いふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画

のところでは話があつたろうと思うので

ありますけれども、保安林等の国有林

を買上げる場合には、いろいろの問題

があるだろうと思つておりますが、そ

の買入価格がどうも所有者の意見と一

致しないような場合が若しもあると仮

定された場合、その場合においては、

どういうふうな処置をとられるのであ

りますか。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨

時措置法におきます民有保安林買上

げは、飽くまでも協議によりまして買上

げることにいたしておりますので、

勿論私どもいたしましては、買上基

準を公明にいたしまして、而も妥当

に、時価を基準として基準を定めるつ

もりであります。これは中央森林審議

会の議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましても、

所有者と相談ができない場合には、こ

れは強制的に買上げるという考え方は

ございません。ただ強制をいたすとい

う場合は、保安林といたしまして、森

林計画において施業の指定をいたすわ

けでございます。施業の指定に対しま

りでございます。

○藤野繁雄君 そういうのは、さつき

しましては、只今小林先生の御質問に

お答えいたしましたように、成るべく

近い将来におきまして、本特別会計の

経理の健全化を図る意味における一定

の目標を、見当を立てたいと、こう思

つておりますが、現在におきまして

は、実は特別会計の内容自体をもう少

し明確に特急調査いたさなければなら

んという点がありますので、近い将

来に大蔵当局と御相談をいたしまし

て、一定の幅を確定いたしたい、こう

いふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画

のところでは話があつたろうと思うので

ありますけれども、保安林等の国有林

を買上げる場合には、いろいろの問題

があるだろうと思つておりますが、そ

の買入価格がどうも所有者の意見と一

致しないような場合が若しもあると仮

定された場合、その場合においては、

どういうふうな処置をとられるのであ

りますか。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨

時措置法におきます民有保安林買上

げは、飽くまでも協議によりまして買上

げることにいたしておりますので、

勿論私どもいたしましては、買上基

準を公明にいたしまして、而も妥当

に、時価を基準として基準を定めるつ

もりであります。これは中央森林審議

会の議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましても、

所有者と相談ができない場合には、こ

れは強制的に買上げるという考え方は

ございません。ただ強制をいたすとい

う場合は、保安林といたしまして、森

林計画において施業の指定をいたすわ

けでございます。施業の指定に対しま

りでございます。

○藤野繁雄君 そういうのは、さつき

しましては、只今小林先生の御質問に

お答えいたしましたように、成るべく

近い将来におきまして、本特別会計の

経理の健全化を図る意味における一定

の目標を、見当を立てたいと、こう思

つておりますが、現在におきまして

は、実は特別会計の内容自体をもう少

し明確に特急調査いたさなければなら

んという点がありますので、近い将

来に大蔵当局と御相談をいたしまし

て、一定の幅を確定いたしたい、こう

いふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画

のところでは話があつたろうと思うので

ありますけれども、保安林等の国有林

を買上げる場合には、いろいろの問題

があるだろうと思つておりますが、そ

の買入価格がどうも所有者の意見と一

致しないような場合が若しもあると仮

定された場合、その場合においては、

どういうふうな処置をとられるのであ

りますか。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨

時措置法におきます民有保安林買上

げは、飽くまでも協議によりまして買上

げることにいたしておりますので、

勿論私どもいたしましては、買上基

準を公明にいたしまして、而も妥当

に、時価を基準として基準を定めるつ

もりであります。これは中央森林審議

会の議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましても、

所有者と相談ができない場合には、こ

れは強制的に買上げるという考え方は

ございません。ただ強制をいたすとい

う場合は、保安林といたしまして、森

林計画において施業の指定をいたすわ

入を以て買上げ、その他売上げた土地に對しまする事業の行えない場合に、従来の国有林についての計画的な事業が行なえん場合には、基金の活用といふような問題も出て参ると存じます。が、保安林整備のための買入れ並びに事業の不足については基金を用いないで、一般会計からの繰入れをお願いする、こういう筋合であります。

○小林政夫君 まあ大体わかつたのであります。が、その説明で、この会計においては收支とんくであつたといふことであります。が、「二十九年度予算を見ると、当時純益十五億四千二百十八万円、利益は計上されておるのです。だからこの利益を計上することができない。收支とんくまでは特別会計で見ると、いうことに解していいわけですか。

○政府委員(柴田栄君) 損益計算におきまして、益金十五億と申しますのは、土地の、保安林五万町歩買入れによりまして十五億の資産増といふことを益金に試算いたしておるものでございまして、余剰金として利益を得るという問題ではないでござります。

○小林政夫君 併しこれは貸借対照表であり、損益計算書であつて、大福帳的考へかたではないのでしようから、

今後の剰余金と純益というものを分けたの余りだ、こういうふうに言われるならば、剰余金はおつしやる通りでしょ、が、利益金の実態は山であろうと森であらうと、要するに、決算をして見れば、余計損益計算書によつては十

五億四千二百萬円といふのはあるので

すから、利益になることになつてゐるのだから、これも剰余金といふか余裕金の一種であることは確かである。それが現金の形ではないかも知れませんけれども、とにかく積立金にしようとするけれども、とにかく積立金にしようとする。

○政府委員(柴田栄君) お説の通り、積立金の対象には当然なるわけでござりますが、歳入歳出の決算におきまする剰余金、現金としての剰余金ではな

い、こういうことでござりますので、損益計算において益金に立てまするが、収支の貸借表におきましては收支とんとんといふ形で現われておる次第でござります。

○小林政夫君 だから併しね、この第二十二条の書きかたも「毎会計年度の損

益計算上利益を生じ、且つ、当該年度の歳入歳出の決算上剩余金があるとき

は、当該剰余金に相当する金額の範囲内」とする、それでその損益計算上の利

益ではなくして、今の歳入歳出の決算上の剰余金だけが積立ての対象になる、

こういうことですね。

○政府委員(柴田栄君) さようござります。

○小林政夫君 わかりました。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言

認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめ

て下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記中止

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

て下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめ

# 法律案 企業再建整備法の一部を改正する

る法律  
企業再建整備法（昭和二十一年法  
律第四十号）の一部を次のように改  
正する。

第六条第十五号中「乃至第二十六条」を「第二十五条及び第二十六条」に改める。  
第二十条第一項但書を次のように改める。

但し、第二十四条第一項の規定によりその処分又は処分損を仮勘定として経理しなければならない資産の処分に関する事項及び命令で定める事項の変更については、認可の申請を要しない。

第二十条の次に次の一条を加え

第二十四条中「第二十六条」を「第  
二十五条の二、第二十六条乃至第二  
十六条の五」に、「第四十三条」を「第  
四十一条の三第二項、第四十三条、第  
四十七条の三」に改める。  
第二十五条の次に次の二条を加え  
る。

(以下仮勘定を有する特別経理株式会社といふ。)は、第二十四条第一項の規定によりその処分益又は処分損を当該仮勘定として経理しなければならない資産(決定整備計画の定めるところにより解散した仮勘定を有する特別経理株式会社(以下解散会社といふ)については、その他の資産で命令で定められた資産以外のものを含む。)の処分及び旧勘定に所属していた債権(解散会社については、その他の債権で指定時に有していた在外資産に該当する債権以外のものを含む。)の回収を、昭和三十年九月三十日までに完了するよう努めなければならない。但し、同日までにその処分又は回収を終ることができない特別の事由がある資産又は債権については、命令の定めるところにより、主務大臣に対し、当該期限の延長の承認を申請することができる。

特別経理株式会社は、已むを得ない事由により、前項に規定する資産を同項の規定により定めた処分見込価格に満たない価格で処分しようとするときは、命令で定める場合を除く外、あらかじめ仮勘定監理人の全員の同意を得なければならない。

仮勘定を有する特別経理株式会社が昭和三十三年九月三十日（第一項但書に規定する承認を得た場合には、その承認を得た期限）までに第一項に規定する資産の処分又は債権の回収に終らない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社の特別損失の額を負担した旧債権者（以下特別損失負担旧債権者といふ。）で、その負担した特別損失の額が合算して第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の五十以上に相当することとなる者のうち、仮勘定監理人（仮勘定監理人が法人の代表者である場合には、その法人）以外の者の同意を得て、当該特別経理株式会社に対し、一月を下らない期間を定めて、当該資産の処分又は当該債権の回収をなすべき旨を催告することができる。但し、仮勘定監理人の負担した特別損失の総額が第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の七十以上に相当する場合には、他の特別損失負担旧債権者の同意を得ることを要しない。

わらず、なお当該資産の処分又は当該債権の回収を行わない場合に、は、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社に代り、当該資産の処分又は当該債権の回収のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなすことができる。

特別経理株式会社の仮勘定監理人が二人以上ある場合には、前二項の規定による当該仮勘定監理人の職権は、共同してこれを行使しなければならない。

特別損失の額を旧債権者に負担させない特別経理株式会社については、第二項乃至前項の規定は、これを適用しない。

第二十五条の三 解散会社は、前条第一項に規定する資産の処分又は債権の回収により取得した資産を、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として経理すべき額（以下仮勘定の額という。）が確定するまで、現金、預金その他命令で定めるこれらに準ずる資産として保有しなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 清算のため必要な経費の支出に充てる場合

二 会社経理応急措置法第十四条 第一項の旧債権のうち第十九条の規定により消滅した債権以外のものの弁済に充てる場合

三 第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定による分配金に充てる場合

四 その他第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項

の規定による分配に支障がないものとして主務大臣の承認を得た場合

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべし額」を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に「(以下仮勘定利益額という。)」を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額(第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権から当該金銭の額を控除した額)の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を「特別損失負担旧債権者に、その負担額(第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社を通じて特別損失の額を負担した株主(以下旧株主といふ。)に対して譲渡しなければならない第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。)を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、「株主の負担額」として計算せらるる特別

損失の額により第三十四条第一項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰属せしめなければならない。」を「旧株主に、その負担した特別損失の額（既に第二十六条の二第一項の規定により旧株主に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、以下旧株主負担額といふ。）を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過額<sup>(5)</sup>を「仮勘定利益額」がある場合において、当該仮勘定利益額に、「債権者又は株主」を「特別損失負担旧債権者又は旧株主」に改め、同条に次の一項を加える。

特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定したときは、命令の定めるところにより、第一項の規定による仮勘定の合計差引計算の結果（仮勘定利益額があるときは、第一項又は第二項の規定による帰属に關する事項を含む。）を主務大臣に報告しなければならない。

第二十六条の次に次の七条を加える。

勘定利益額の残額から特別損失負担額に相当する金額を、旧株主に担当したる債権者に歸属せしめる額を控除してなお残額があるときは、その額に相当する金額を、旧株主に担当したる債権者に歸属せしめる額を除して、且つ、これに応じて歸属せしめる額を旧株主に負担額を限度として、且つ、これに応じて歸属せしめ、その歸属額を分配しなければならない。この場合において、仮に規定する資産及び債権で仮勘定利益額の計算の日までにその処分又は回収を完了しなかつたものの帳簿価額の合計額(当該資産の対価の一部を取得し、又は當該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額)から残存株金額(指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額)を同一の以下同じ)を控除した金額に相当する金額があるときは、その未払込の部分があるときは、その未払込の金額を更に控除した金額とする。

分配すべき金額（第六項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を、命令の定める期間内に通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対しても、前項の期間内に、当該特別経理株式会社に対しうる金額を、前項の期間内に、当該金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社に通知しなければならない。

前二項の通知を受けた金融機関及び特別経理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社に通知しなければならない。

一 金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号の利益金とするに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に對し、前項の規定により分配することとなる金額を通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七条の二若しくは同法第三十七条の三の規定により受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における

二 特別経理株式会社にあつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における

仮勘定の負債の部に計上すること

の特別損失負担金債権者は旧株主である仮勘定を有する特別経理株式会社に対し、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額

前三項の規定により特別経理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別経理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

第二十六条の三 特別経理株式会社は、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計又は差引計算を行つた場合において、当該計算を行つた日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額といふ）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別経理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合は、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別経理株式会社について





農山漁村における産業經濟団体である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合はいずれも農山漁村民を組合員としてその生産と生活安定のため組合員に対して最大の奉仕と非営利とを目的として組織せられ、その性格は多分に公益性を有しているにもかかわらず、組合に対する法人税が一般営利企業と大差がない取扱いをうけていることは公益的産業經濟団体の育成の見地から妥当を欠くものと考えられるから、農山漁村の生産と經濟機關であるこれ等組合の育成強化のため、これに対する法人税減免の措置を講ぜられたいとの請願。

右国有地は、請願者等が地上権者であることを確認せられたいとの請願。

第二三八二号 昭和二十九年四月十七日受理

国有地の地上権確認に関する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池町  
一社 団法人大日本農会  
理事長 佐藤寛次外二  
名 紹介議員 三浦辰雄君

請願者社団法人大日本農会、同大日本山林会、同大日本水産会の三会は、事業獎励助成の目的をもつて、明治二十三年九月十六日赤坂溜池所在の御料地五千二百四十一坪余を五十箇年間無料で借用したが、該地は大部分沼沢地であつたものを三会が埋立工事を施行して現在のよろな市街住宅地を形成したのであり、その後大正八年七月二十九日該地の内三千八百七十四坪余が御料局から内務省に所管換えとなり、さらに大正十一年四月一日内務省から大蔵省に所管換えとなつた。しがして昭和十五年九月十五日をもつて一応該地の契約期間が満了したのであるが、右期間満了後も引き続き三会は本件土地の